

第5回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 次 第

日時：令和8年1月29日（木）
18時から

場所：神奈川公会堂
2階 1号会議室

- 1 開会
- 2 前回までの検討内容の確認
- 3 寄せられた質問・意見について
- 4 議題「学校規模適正化等の検討について」
- 5 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第4号）
- 4 第4回検討部会での御質問への回答資料
- 5 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 6 青木小学校の学校規模適正化等について
- 7 青木小学校の通学区域変更に伴う通学安全に関する要望書（案）
- 8 【参考】指定地区外就学制度のご案内
- 9 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書（案）

**「青木小学校」学校規模適正化等検討部会
委員名簿**

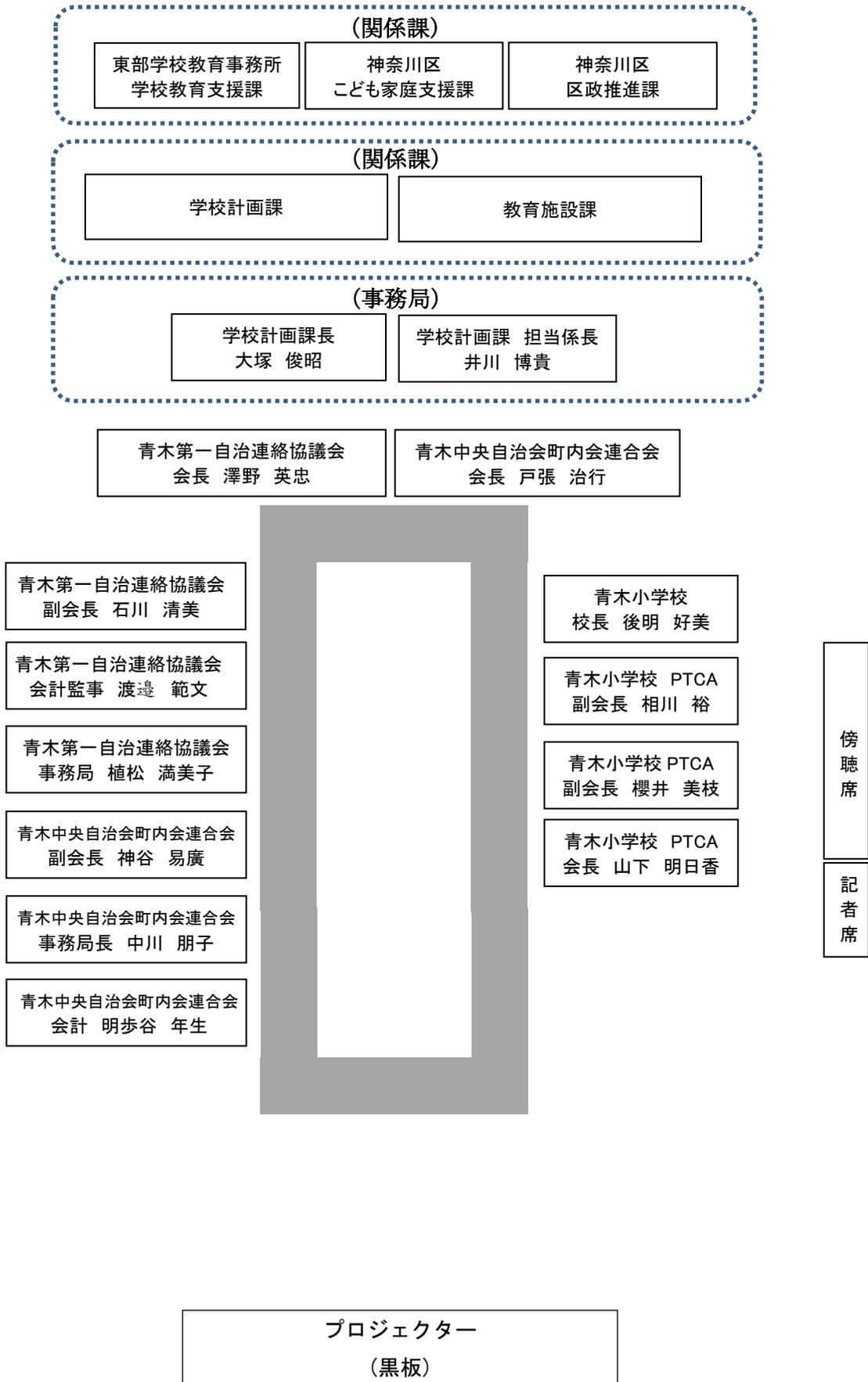
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	澤野 英忠	青木第一自治連絡協議会 会長
	石川 清美	青木第一自治連絡協議会 副会長
	渡邊 範文	青木第一自治連絡協議会 会計監事
	植松 満美子	青木第一自治連絡協議会 事務局
	戸張 治行	青木中央自治会町内会連合会 会長
	神谷 易廣	青木中央自治会町内会連合会 副会長
	中川 朋子	青木中央自治会町内会連合会 事務局長
	明歩谷 年生	青木中央自治会町内会連合会 会計
保護者代表	山下 明日香	青木小学校PTCA 会長
	櫻井 美枝	青木小学校PTCA 副会長
	相川 裕	青木小学校PTCA 副会長
学校関係者	後明 好美	青木小学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 課長
	井川 博貴	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
関係課	山本 拓	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
	大山 憲	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 学校教育支援課長
	近藤 郁仁	神奈川県 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川県 こども家庭支援課 担当係長

第 5 回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

席次表



第4号

「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

第4回検討部会（公開）

日時：令和7年10月30日（木）
18時から
会場：神奈川公会堂
2階1号会議室



はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション等の住宅開発により、今後、教室が不足する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。そこで、具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び学校長からなる『「青木小学校」学校規模適正化等検討部会』を設置しました。

まず、「施設面による対応」について技術的な観点から検討するため、事務局より設計会社へ委託を行い、増築の可能性を検討しました。その結果、「工事期間の観点」及び「学校運営上の課題」等から施設面での対応は困難である旨を説明し、第2回検討部会にて「通学区域変更案（案①）」をお示しました。その後、部会委員や地域の皆さまから、「通学区域変更の実施にあたって猶予期間（経過措置）を設けてほしい」との御意見が多く寄せられたことを踏まえ、改めて条件整理を行い、第3回検討部会にて、「経過措置期間を設けた通学区域変更案（案②・案③）」をお示しました。

この度、令和7年10月30日に第4回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※）「通学区域変更案」にて対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。

● 第4回検討部会の主な内容

「令和7年度義務教育人口推計（9月公表）」に基づき、最新の数値で試算した結果、将来の児童数・学級数が当初の想定よりも減少する見込みとなったことから、事務局より、経過措置の期限は設けない「通学区域変更案（案④）」を新たにお示しました。

これまで事務局に寄せられた御意見や、部会委員及び参考人の所属団体からの御意見等も踏まえ、検討部会にて御議論いただいた結果、青木小学校の教室不足については、「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまりました。

次回以降の検討部会では、通学区域変更（案④）に伴い想定される諸課題について、引き続き御議論いただく予定です。（案④）の詳細は、P.5以降を御参照ください。

保護者の皆さまへ

『自分の居住地域は通学区域変更の対象なのか』、
 『案④の内容を詳しく知りたい』、『いつから通学区域変更を行うのか』など、
 御質問等ございましたら、12ページ（最終ページ）に記載の、
 お問い合わせ先（事務局）まで御連絡いただきますよう、お願いいたします。

1 事務局に寄せられた御意見（第3回検討部会から第4回検討部会開催まで）

第3回検討部会から第4回検討部会までに寄せられた御意見が22件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては、事務局で要約のうえ、主旨にあたる箇所に下線を引いて掲載しています。

（全文は検討部会資料の「資料6」を御覧ください。（P12にQRコード記載））

- ◆ 学区変更を必要とする事情は理解したが、すでに居住されている方の事情を鑑みて、猶予期間は3年以上に延ばすべき。また、これから引っ越してくる方々には、通学する小学校を通達するなどの対応をしてほしい。
- ◆ きょうだいで通う学校が異なるのは、授業参観や行事のことを考えると特に共働きの家庭には厳しい。 また、小学校区と合わせて中学校区も変更することを検討してほしい。
- ◆ 小学校の通学区域変更については承知したが、中学校についてはどう考えているのか。今のままだと、中学に進学した際に友達が誰もいないことになってしまう。
- ◆ 第3回までの議事録を確認し、自分の居住区では、青木小学校へ通学できることに安心している。
- ◆ 鶴屋町1丁目と台町の一部が宮谷小に学区変更というのは、どうしてそうなったのか理解に苦しむ。
- ◆ 新たに示された「案③」で、反町と桐畑の一部が含まれていることに納得できない。反対派も納得がいくような整合性のある理由を提示してほしい。
- ◆ 居住地域が宮谷小への通学区域変更の対象となっていることを知った。現在、2人のこどもがおり、上の子は個別支援学級への編入の可能性があると考えていて、宮谷小へ通うことは難しい。そのような場合は特例措置として、青木小への通学を認めてほしい。
- ◆ 部会ニュースを通じてこの地域が通学区域変更の対象となっていることを知った。サカタのタネ跡地の住宅開発による影響だと思うが、現在、桐畑ですでに住んでいる方がいるマンションについては、通学区域変更から除外する等の対応をとってほしい。
- ◆ 青木小学校周辺に、今後建設される新たな住居のこどもを、遠くの小学校に通わせるという考え方は不適切だと考える。公平性の観点からも、今後、禍根を残すのではないか。また、一つの町内会を複数の小学校に分割すべきでないと思う。
- ◆ 「案③」で新規マンションが通学区域変更の対象にできないかという意見を踏まえて、経過措置対象外となるマンションを選定されたというのは、新規でこの町に移り住む人々を軽視しているように感じる。
- ◆ 通学区域を変更すると、町内が分断されてしまう。また、1年生から学区変更だと保護者が付いていかなければならなくなるのではないか。周辺の駐車場等に仮設校舎を設置すればいいと思う。
- ◆ 「案③」において、大規模マンションだけでなく、今後新規に転入されてくる方々も、事前に案内をしたうえで新たな指定校へと通ってもらうよう検討してほしい。また、経過措置期間に入学となった児童のきょうだい児についても配慮してほしい。共働き家庭において、きょうだいで別々の小学校に通うことは、現実的ではない。

- ◆ 選択可の通学区域変更案の提案に反対である。周辺の小学校も、受入れ態勢を整えにくいのではないかと推察する。たとえ、きょうだいで学区が分かれたとしても、学区は一つに決めてもらいたい。
- ◆ 事務局は、青木小学校のことのみを考えて、他の小学校に児童を受け入れた結果、受け入れた小学校側の学区で住宅開発があった場合、教室不足に陥る可能性を考慮していないように思う。青木小学校の児童数の推測より、実際の児童数の増加が下回っているということを重視して考えるべき。
- ◆ 市として取り組むべき問題だと感じている。もっと大きな問題にして、有意義な議論をすべき。スケジュール感と危機感を持って取り組んでほしい。限られたメンバーの会議で、議論されたという証拠を残すために議事録を作っているのではと不信感を覚える。また、部会開催時刻が夕食時なので、当事者なのに家族がいたら傍聴に行けない。「通学路の危険性」を上げている反対意見は、それが本質ではないと思うので、さらに聞き取りが必要だと思う。
- ◆ 「私学(や遠くの学校)へ通学する助成」があれば、進学先の選択肢が増えることで、そもそも青木小学校が教室不足にならないのではないか。
- ◆ 災害時、防災拠点として青木小学校が指定されている町内会は学区に含めてほしい。

【検討部会事務局としての考え】

事務局に寄せられた御意見のうち、共通の御意見について、検討部会事務局としての考えを整理しましたので、抜粋して御紹介します。 ※全文は検討部会資料の「資料6」を御覧ください。(P12にQRコード記載)

① 通学区域が変更された場合、青木小学校に通うよりも通学距離が長くなる

横浜市では、徒歩での通学を原則とし、児童の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校では片道おおむね約2km以内を望ましい通学距離としています。

学区変更後の各関係校への通学につきましては、通学路になることが想定されるルートを、事務局で実際に歩き、通学に支障がないと確認したこと等を踏まえ、第3回検討部会にて「案③」をお示ししています。

② 各家庭の就学の意向をアンケート等で確認してはどうか

青木小への意向が少ない場合、学区変更を行わなくてもいい等の結論になるのでは

学区内にお住まいの各御家庭へのアンケート調査の実施については、実施時期にもよりますが、転出や私学進学等、不確定要素が多分に含まれることに加え、通学区域変更を行う前年の8月までに事務手続を終える必要があることから、アンケート調査を実施し、その結果をもとに通学区域変更（就学先の指定等）の検討を進めることは望ましくないと考えています。

そのため、「毎年把握をしている各小学校への就学実績」、「開発物件の情報」等をもとに、新1年生となり得る人数を予測し、学校全体の児童数・学級数を予測する方法が望ましいと考えています。

③ 新たに示された通学区域変更案③で、反町地域より青木小学校に近い桐畑の一部で通学区域変更が出るのはなぜか

「案③」では、現在の青木小学校通学区域内における一部の物件（今後、建設予定の物件を含む）を対象に、令和9年度から学区変更を行うことを想定しています。

しかし、一部の物件を学区変更する場合、学区内の当該物件のみが他の学校へ就学する、いわゆる「飛び地学区」となってしまうこと、また、この学区変更によっても将来、青木小学校の教室不足が解消出来ない見込みである等といった課題があります。そのため、令和9年度に学区変更となる対象物件の周辺地域及びその他の地域に、「経過措置（※）」を設けた上で、将来的に学区変更を行うことを御提案しています。

つきましては、「サカタのタネ跡地に建設予定の物件（桐畑）」及び「フロントタワー（鶴屋町一丁目）」において、当該物件が「飛び地学区」とならないよう、周辺地域を含めた学区変更を行う案となっています。なお、桐畑の一部等の周辺地域については、経過措置を設けることにより、一定期間、青木小学校への就学が可能となることを想定しています。

※「経過措置」：対象地域において、一定期間、青木小学校または指定の小学校、いずれかの小学校を選択可能な「特別調整通学区域」の設定を行う措置。

④ 中学校の通学区域は今後どうなるのか

青木小学校の通学区域が変更となった際には、中学校の通学区域についても検討が必要と認識しております。対象となり得る中学校及び地域と調整を行う等、調整方法も含めて今後、検討してまいります。

⑤ 防災拠点に通学区域変更後どうなるのか

通学区域変更案を行った際の地域防災拠点の取り扱いにつきましては、区役所総務課等を中心に、必要に応じた調整等を行ってまいります。

2 第3回検討部会時に委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問に関する回答

第3回検討部会の際に、時間の都合等で回答ができなかった部会委員・参考人からの御質問について、検討部会事務局としての見解・回答をお示ししました。

※詳細については、第4回検討部会当日資料の「資料4」を御確認ください。（P12にQRコード記載）

3 青木小学校学区内の保育園・幼稚園及び周辺校への情報提供

部会委員をはじめ、地域の皆さまから、「保育園・幼稚園を利用する未就学児の保護者に対しても施設を通じて検討状況について周知すべきではないか」との御意見をいただいたことを踏まえ、9月26日（金）に青木小学校学区内の保育園・幼稚園の17園を対象に、幼児の保護者向けに周知を依頼しました。

なお、今回、通学区域変更を行った場合に就学先が変更となる青木小学校以外の各小学校についても、保護者宛に「すぐーる配信」を行い、検討状況等について周知を行いました。

※提供資料の詳細は、第4回検討部会当日資料の「資料5」を御確認ください。（P12にQRコード記載）

4 通学区域の変更による対応について

第2回及び第3回の検討部会にて、御議論いただいた通学区域変更案については、部会委員・参考人の所属団体からの御意見や、「令和7年度義務教育人口推計」に基づく最新の試算結果等を参考としながら、引き続き、第4回検討部会にて御議論いただくこととしていました。

第4回検討部会では、事務局より、「令和7年度義務教育人口推計」を基にした各通学区域変更案の試算結果について説明を行いました。その中で、通学区域変更案の「案③」を採用した場合、『一部の新規物件等については、引き続き学区変更を行う必要がある一方で、経過措置の対象地域としていた地域については、特定の期限を設けることなく、特別調整通学区域を設定することで、教室不足への対応が可能な見込み』との結果となったことを受け、事務局から「新たな通学区域変更案（案④）」をお示ししました。

青木小学校の教室不足解消が可能な見込みとなる通学区域変更案（「案①」、「案③」及び「案④」）の3案について、検討部会で御検討いただいた結果、青木小学校の教室不足への対応については、「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまりました。

通学区域変更案 案④(概要)

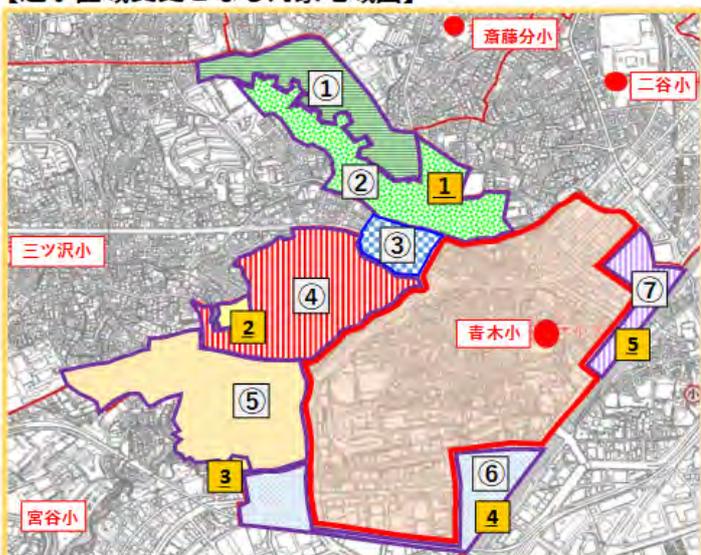
1. 通学区域変更等の対象地域・就学先は「案③」と同様（詳細な区域図は下図を参照）
2. 「案③」にて、対象とした新規マンション等は、令和9年度から通学区域変更を実施
3. 「案③」にて、経過措置を講じる対象地域は、指定校の変更を行った上で、

現時点では、経過措置の期限を設けず、令和9年度から特別調整通学区域(※)を設定

※ 当該地域にお住まいの方は御希望により引き続き、青木小学校への就学が可能です

⇒ 通学区域変更を行うことが決定した場合、事務手続(規則改正)を令和8年8月までに実施する予定です。改正した規則の施行日以降、当該年度中に学区変更対象地域に転入する小学生は、変更後に指定された小学校へ就学することになります。

【通学区域変更となる対象地域図】



【通学区域変更となる対象物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

【特別調整通学区域設定地域（指定校変更含む）・就学先】

	対象地域	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小
②	栗田谷南 ※ ①の物件を除く	斎藤分小	青木小
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘 ※ ②の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡 ※ ③の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町(一部) 台町(一部) ※ ④の物件を除く	宮谷小	青木小
⑦	桐畑(一部) 反町(一部) ※ ⑤の物件を除く	二谷小	青木小

【案④】のとおりに通学区域変更を実施した場合の青木小と周辺校 児童数・学級数推移

特別調整通学区域が設定されている地域（青木小学校への就学選択可能な地域）において、全ての児童（100%の割合）が各小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
青木小 保有：24教室	児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	723	※学級数の()は、各学年児童数1～5人の増により影響する最大の学級数
	学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	24	
斎藤分小 保有：10教室	児童数	208	228	249	269	285	305	320	328	336	※内部改修により、最大2教室程度確保可能な見込み(=12教室)
	学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	12	12	
二谷小 保有：14教室	児童数	388	376	380	372	364	378	380	392	397	※令和8年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定 建替え期間中は、16教室程度を確保予定
	学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	14(15)	14(15)	
三ツ沢小 保有：27教室	児童数	786	816	828	819	860	864	831	795	767	※内部改修により、1教室程度確保可能な見込み(=28教室)
	学級数	26	28	28	27	28	28	27	26	25	
宮谷小 保有：23教室	児童数	639	606	603	610	594	581	570	564	558	
	学級数	22	21	20	20	19	19	19	18(19)	18(19)	

【通学区域変更後の留意事項（事務局見解）】

「案④」による通学区域変更の実施後は、児童数・学級数の推移を引き続き注視し、青木小学校及び周辺校が教室不足となる状況が見込まれた場合には、特別調整通学区域が設定される地域を念頭に、「特別調整通学区域の解除」も含めた調整を行う等、柔軟に対応することを想定しています。

今後、青木小学校及び周辺校にて不足教室となる見込みとなり、特別調整通学区域を解除する方向性となった際には、以下のスケジュールで調整・手続等を行います。

（例）令和12年度入学の新1年生から特別調整通学区域を解除するとした場合

※スケジュールの例示であるため、解除時期（R12～）を御提案するものではありません。

※在校生は対象外

年度	R10年度					R11年度										R12年度				
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	3	4	...		
推計確認 解除判断	←→																			
地域説明 周知期間					←→															
事務手続 (教育)									←→											
就学通知 (区役所)																				
特別調整通 学区域解除																				

年度途中に転入する児童は、解除後の指定校へ就学します。(青木小は選択不可)

★ (年度途中) 転入生

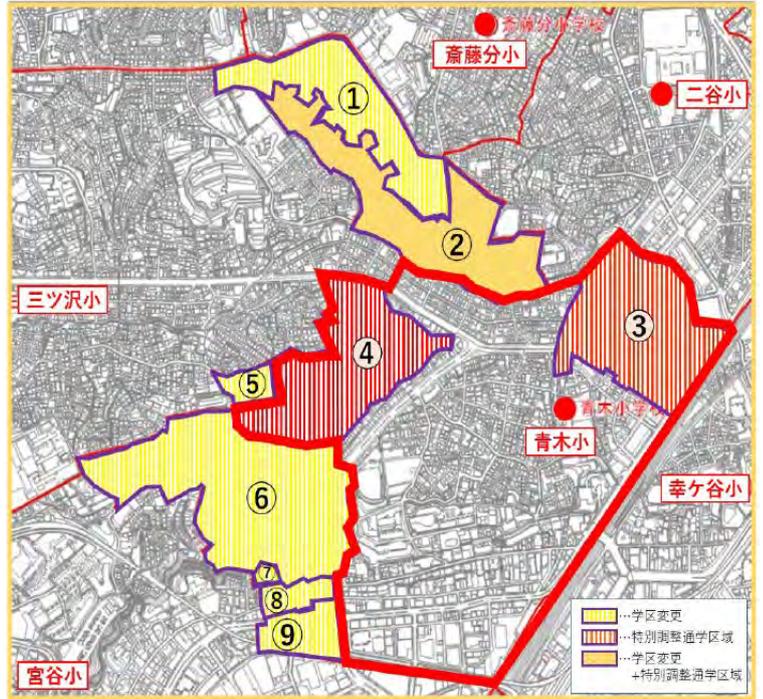
解除

新1年生

参考 【通学区域の変更案「案①」】

※カラー版はホームページに掲載しています。

	対象地域	変更案（就学先）
①	栗田谷北	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小 二谷小
③	反町	青木小 二谷小
④	松ヶ丘	青木小 三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘跡地)	三ツ沢小
⑥	沢渡	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小



※変更案に2校記載されている地域については、特別調整通学区域※の設定を想定

【特別調整通学区域制度】

⇒就学にあたり、指定校（正規校）又は指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度

【「案①」における青木小の児童数・学級数】

※関係校推計は検討部会当日資料の「資料7」P.7を御確認ください

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	744	765	746	721	699	687	681	24
学級数	24	24	24	24	24	24	23	

※R7「児童数」は、令和7年5月1日現在の各小学校の児童の在籍者数

※R9以降は、R9からの通学区域変更を想定した推計値

参考 【通学区域の変更案「案②」（「案①」に経過措置（3年間）を講じた場合の変更案）】

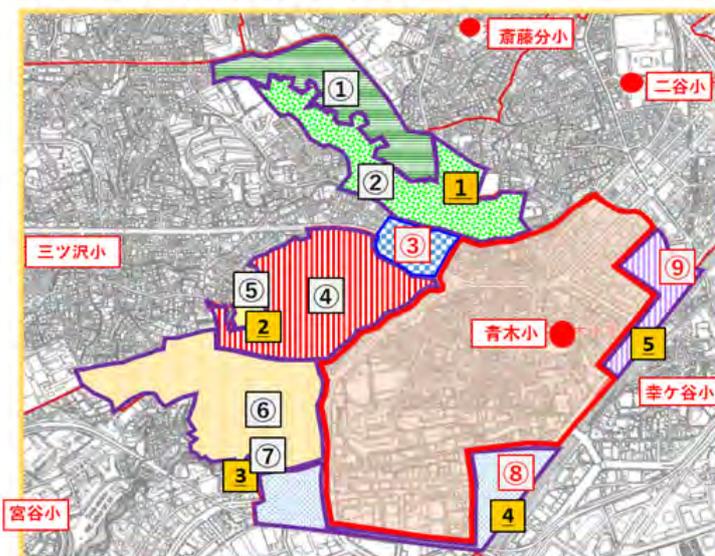
令和9年度からの通学区域変更を想定し、仮に3年間の経過措置を設けた場合（令和9年度以降に入居開始の新規マンション等を除く）、経過措置期間中は、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定すると、令和10年度には教室不足が見込まれるため、変更案①に経過措置を設けること（案②）による対応は困難です。（第3回検討部会の結論と同じ）

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	保有
児童数	744	765	773	783	781	770	763	757	750	24
学級数	24	24 (25)	24 (25)	25	25 (26)	25 (26)	24 (26)	24 (25)	24 (25)	

参考【通学区域の変更案「案③」】

【通学区域変更となる対象地域図】

【経過措置の対象/対象外の地域一覧・就学先】



【令和9年度～通学区域変更の物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

	対象地域 (対象地域)	経過措置期間		経過措置期間終了後	
		(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘家跡地)	三ツ沢小		三ツ沢小	※経過措置の対象外です(②の物件と同一)
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小		宮谷小	※経過措置の対象外です(③の物件と同一)
⑧	鶴屋町(一部) 台町(一部)	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	桐畑(一部) 反町(一部)	二谷小	青木小	二谷小	

※ ⑧ (一部地域の詳細)：鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1~11-19
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第394号線以西の地域

※ ⑨ (一部地域の詳細)：桐畑2, 3, 8-3 (サカタのタネ跡地のみ)、反町一丁目1, 8

【「案③」における青木小児童数・学級数推移】 ※保有教室：24教室

3年間の経過措置 (一般学級のみ)

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	693	663	635	608
(内訳)基本数	(744)	737	714	695	665	621	586	554	525
(内訳)急増数	(22)	28	42	53	66	72	77	81	83
学級数	24	24(25)	24	24	24	23	22	21	20

4年間の経過措置 (一般学級のみ)

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	698	670	643
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	23	22	21

5年間の経過措置 (一般学級のみ)

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	697	670
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	23	22

6年間の経過措置 (一般学級のみ)

経過措置解除

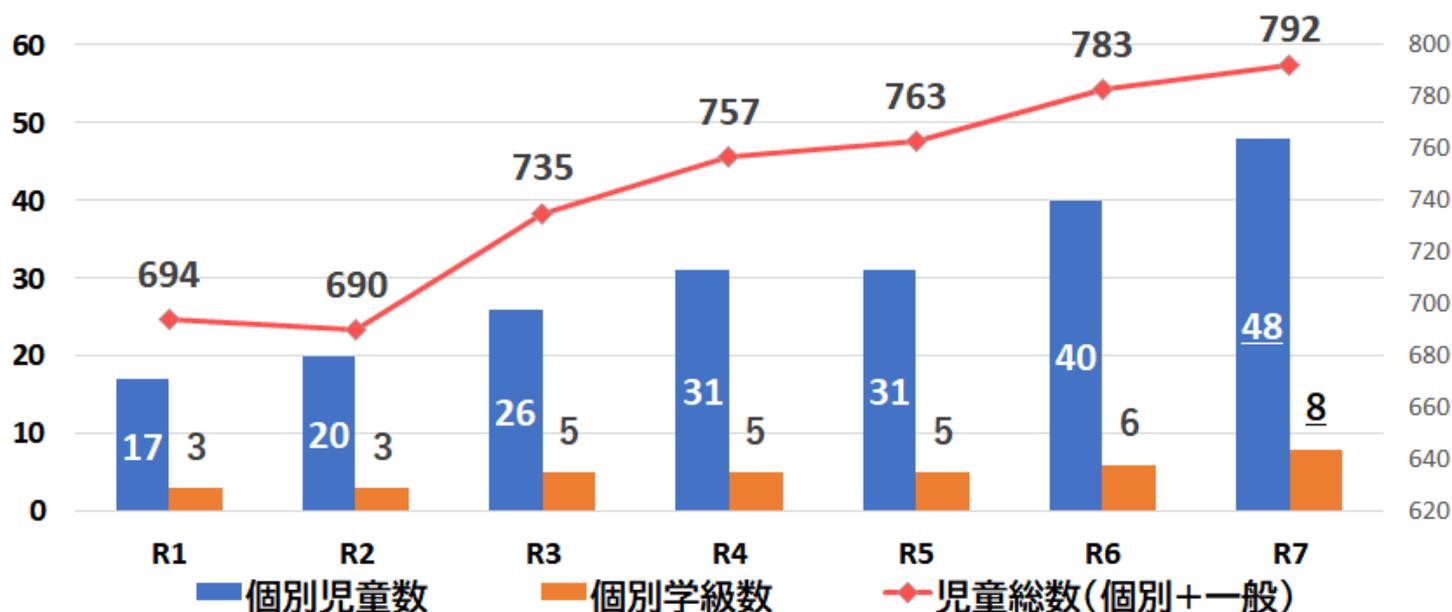
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	696
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	23

【参考】青木小学校の個別支援学級の児童数

個別支援学級は、在籍する児童の障害の状態や程度に応じた学校教育を行うために、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」の種別で学級を分け、原則、児童8人で1学級の編成としています。

個別支援学級の児童数は、青木小学校の児童の増加に比例して増加傾向にあるため、通学区域変更を行った場合、全体の児童数が減少傾向となれば、個別支援学級の児童数の増加傾向についても、落ち着く見込みです。

青木小学校の個別支援学級の学級数・児童数推移（各年5月1日時点の実数値）



【次回以降の検討部会について】

今後の検討部会では、「案④」を基にした通学区域変更の実施に伴い、想定される諸課題について、引き続き御議論いただく予定です。諸課題の検討ののち、検討部会としての「意見書」を取りまとめます。

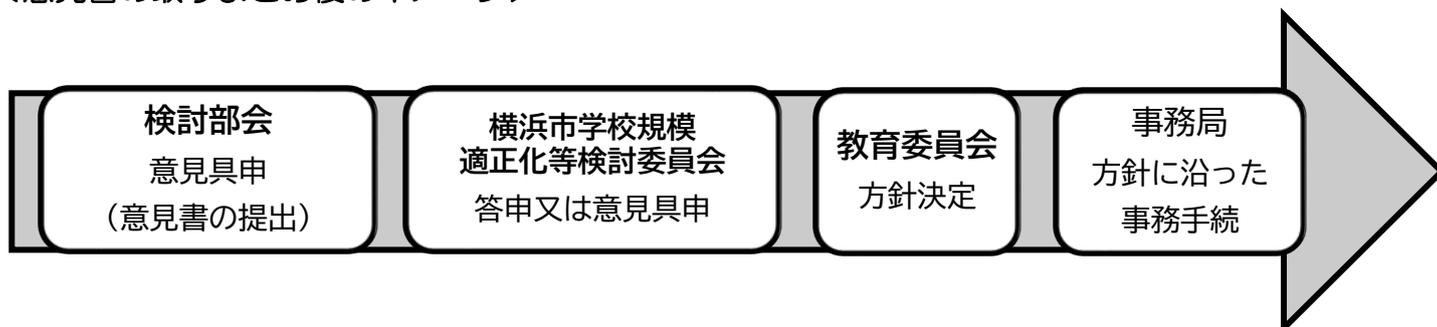
【検討部会終了後の流れについて】

検討部会終了後、取りまとめられた「意見書」については、横浜市学校規模適正化等検討委員会へ提出され、審議が行われます。審議後、教育委員会へ「答申または意見具申」を行います。

その後、教育委員会にて、「青木小学校」における学校規模適正化に係る対応策を正式に決定します。

そのため、当検討部会で「意見書」を取りまとめた時点においては、通学区域変更等による対応策については、正式に決定するものではありません。一方、検討部会から提出される意見書については、「横浜市学校規模適正化等検討委員会」及び「教育委員会」において、最大限尊重のうえ審議が行われる予定です。

<意見書の取りまとめ後のイメージ>



5 部会における主な発言・質問【通学区域の変更・その他】

(★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答)

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細は会議録を御覧ください。(P12にQRコード記載)

- ★ 今回は期限を設けず特別調整通学区域を設定する方向となった。逆に言えば、6年間の保障がされない可能性もあるということになる。経過措置の期間については、最低限の具体的な期間を約束してほしい。
⇒ 経過措置の期間を6年間(またはそれ以上)講じた場合に、現時点では青木小学校は「24 学級」以内に収まる見込みとなっています。一方、今後、学区内にて新しいマンション等の住居がいつ、どのくらいの規模で建てられるのかというのは事務局も把握できない部分がございますので、特定の期限は設けないかたちで、青木小も引き続き選択可能な案を御提案しました。ただし、再度、青木小学校が教室不足となる見込みとなり、通学区域調整の他に方法がないといった場合には、特別調整通学区域設定地域(青木小学校が選択可能な地域)を解除させていただくことも「案④」の中で御提案をさせていただいております。

- ★ 今後、予定のない新しいマンションができた場合、通学区域変更の対象物件になるのか
⇒ 建設場所や戸数などの条件によると考えています。例えば、青木小学区内の中心部にタワーマンション等の建設が計画された場合、今回、通学区域変更の対象としたマンションと同様に、学区変更の対象とするかについては、現時点では判断できないというのが正直なところです。学区の境界付近であればその可能性は高いと思いますが、その場合も状況を見て判断する必要があると考えています。

- ★ 今後、事業者が建築確認や事前調査等を行う段階で、大規模住宅になる可能性がある場合には、指定校が青木小学校ではなくなる可能性があることを伝えてほしい。
⇒ 現状、青木小の学区内で大規模なマンション計画が出された場合、必ず事業者に対して総戸数、ファミリータイプの戸数、入居時期、販売時期などの状況を確認しています。一方、事業者から通学区域の確認を求められることもあります。その際は、青木小で教室不足が見込まれる状況にあれば、「現行の通学区域はこうですが、今後も同じ区域または、指定校であり続けるかについては分からない」と伝える場合もございます。

- ★ 沢渡の郵政社宅跡地でマンションが竣工したが、新しい物件として資料に入っていないのは基準があるのか。
⇒ 沢渡の郵政社宅跡地のマンションにおいてはすでに入居が開始されていますので、最新の義務教育人口推計には、当該物件に入居済みの人数は「基本数」に含めて、算出しています。そのため、今後入居予定の急増物件の資料には記載していません。

- ★ 地域でアンケートを取ったところ、賛成・反対の意見のほかに、「指定地区外就学への対応」、「通学安全に関する意見」、「学区変更に伴う自治会やこども会の活動の分断への心配と家庭の負担増への不安」、「学区変更後の中学校の進学先はどうなるか」などの意見があった。全体的に検討部会に寄せられている意見や要望と似た意見が多く、どこの地域の方も同じ心配や不安を抱いていると感じたので、今後の検討部会の審議にも反映していきたい。

- ★ 1つの自治会で2つの小学校の子どもたちを見ることは、相当大変になると思うので、「案④」のような学区変更については、極力、避けたかった。しかし、新しく建つマンションからの子どもは青木小学校ではない小学校に通い、他の地域の子どもは、引き続き青木小学校にも通うことが可能となるのであれば、やむを得ないかと思う。
- ★ マンションの入居状況等は地域によって異なるため、個別に地域ごとの状況をヒアリングしてほしい。
- ★ サカタのタネ跡地に建設予定のマンションは、高価格帯と予測されるため、実際にどれほどのファミリー世帯が入ってくるかというのは疑問。
- ★ 「案④」の通学区域変更の実施が良いと思う。「増築」の案は税金を使って行うことになると思うが、現状、どれ程の児童が入ってくるか確証もない中で実施するのは、税金の無駄使いになると感じる。
- ★ 運動会では、参加可能な親族の人数を厳しく制限しており、児童もグラウンドに椅子を出せず、地面に座布団を敷いて観戦している状況。こういった状況下であることを踏まえると、「案④」の学区変更を実施することが保護者にとっても地域にとっても現実的な対策として、受け入れやすいと感じる。
- ★ 運動会を見学した感覚としては、現在の青木小学校の 24 クラスが本当にいっぱいいっぱいの状況だと思う。
- ★ 当事者となる保護者への説明が不足していると感じる。少しでも不安が解消されるように、説明会等の開催も含め、方法を検討してほしい。
- ★ 通学区域変更を行った際の受け入れ先となる学校の情報が不足していると思う。青木小学校以外の学校にも通いたくなるような情報を発信することも必要だと思う。
- ★ 新しいマンションに入居する方々は、「なぜ自分たちは青木小学校に通えないのか」と考えると思う。通学区域変更となった際には、丁寧に説明をしてほしい。
- ★ 「案④」であれば、地域の方々にとって、青木小学校への想いが残るかたちになると感じている。一方で、子どもの数が増えている中で、今後の見込みについては不透明であり、ある時期から学区が変更となる可能性もあるということで、学校としては、心配は尽きない状況だと考えている。
- ★ 通学区域変更後の児童の安全性が非常に心配。教育委員会で通学時の安全対策について支援してほしい。
- ★ 「案③」までの通学区域変更の内容は、町内会のなかで分断が起きるのではないかという声が上がっていた。行政側の都合で、町内会の分断になるような要素は増やさないでほしい。

★すでに1年程、この部会を進めており、結論を出さなければならない段階になっていることを踏まえると、「案④」を部会としての結論とするのが良いと考える。

★地域によっては大規模住宅によってこどもが増えている一方、逆にこどもが増えない地域もあるという現象が起きており、将来の予測は非常に難しく、確実な見通しを立てることは困難であると感じる。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問もお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からない点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第5回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

※検討部会における当日資料は、検討部会開催翌日に市HPにて公開いたします。

※会議録および検討部会ニュースの市ホームページでの公開・発行につきましては、

発言内容の確認や編集作業等のため、検討部会終了後、一定の期間を要します。

あらかじめ御了承ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第4回検討部会資料】



【第4回検討部会会議録】



【第3回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

第4回検討部会時に委員及び参考人の皆さまから頂戴したご質問に関する資料

本資料は、『第4回検討部会の際に検討部会委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問』について、検討部会事務局の見解・回答となります。

なお、本資料は第5回検討部会においても、当日資料として御用意させていただく予定です。

(1) 通学区域が変更になる児童の子ども会の所属など、具体的な流れについて

※第3回検討部会「資料4 第2回検討部会までの御質問への回答資料(6)」にて回答済

特別調整通学区域が設定されている地域と同様に、他の地域においても、「町内会」や「子ども会」の中で通っている小学校が複数あるような状況もございますが、同じ地域に居住する「こども」であることから、各小学校のPTA、町内会、子ども会等の皆さまに御尽力いただきながら運営をしていただいています。

通学している小学校は異なるものの、同じ町内会に所属するこどもとして、その地域の子ども会でまとめて見いただいている場合もあれば、別の町内会の区域で登校班を編成していることから、登校班が編成されている側の子ども会に参加している場合もあるとお聞きしています。

(2) 通学区域変更となった場合、新たに別の小学校へ通う通学区域変更後の地域への支援はないのか

※第4回検討部会「資料4 第3回検討部会での御質問への回答資料(8)」にて回答済

通学区域変更の際には、各小学校のPTA、町内会、子ども会、学援隊等の地域の皆さまに御協力いただいで、御対応いただいている状況です。

今後、通学区域変更となった場合に、道路管理者・交通管理者等の関係部署との調整を行って通学安全対策を図っていきますが、対象の地域から、具体的な支援の御要望・御相談をいただいた際には、内容に応じた対応を検討させていただきます。

【 補足回答 】

過去の事例に、神奈川区の菅田小学校と池上小学校の学校統合に伴い、一時的に、遠距離通学（片道おおむね2km以上）となってしまう場合に、「通学安全指導員の配置」や「スクールバスの運行」等の対応を行った事例等がございますが、今回の通学区域変更につきましては、そうした状況にはないため、現時点で具体的な支援策について教育委員会事務局において検討は行っておりません。

つきましては、他の通学区域変更の際と同様に、通学区域が拡大する地域における「通学安全点検」を実施し、必要な対応を行っていきたいと考えております。また、その他の対応については、各地域の町内会、子ども会で御対応いただいているため、実際にどのように運用したか（しているか）等は、事務局では把握しておりません。

事務局に寄せられた御意見等一覧

【電話で寄せられた御意見（3件）】

	発言要旨（○=相手方、→=事務局）
1	<p>○：現在、通学区域変更対象となっている地域に住んでいるが、宮谷小学校よりも距離が近い青木小学校へ通学することはできないのか。</p> <p>→：現時点において、「通学区域変更を行う」という正式な決定はされておらず、検討部会としての意見がまとまった状況。最終的な決定については、教育委員会での決定により、正式に学区変更となる。学区が変わることで、通学距離が遠くなる地域があることは承知しているが、何かしらの対応策を講じなければ、青木小学校が溢れてしまう状況にあるため、御理解いただきたい。</p> <p>現在、事務局より「令和9年度」に新1年生となる児童を主な対象として学区変更を行うことを提案している状況。そのため、きょうだいの上の子については、令和8年度に新1年生となるということなので、当住所地は青木小学校が指定されているため、青木小学校へ就学することになり、学区変更後に転校等の必要性は生じないことになる。</p> <p>○：上の子は青木小学校に通えるということだが、下の子はどうなるのか。今の説明であれば、下の子は宮谷小学校に通うことになってしまう。保護者としては、きょうだいで同じ学校に通学させてあげたいと思うが、そのような対応は出来ないのか。</p> <p>→：就学する学校は住所地によって指定されているため、令和9年度以降の就学であれば、基本的には「宮谷小学校」に通うことになる。しかし、横浜市では「指定地区外就学制度」という、当制度を利用するための該当要件や事情があり、当該学校の校長許可を得ることが出来れば、指定された学校以外の学校へ就学することができる制度がある。この御電話で、許可・不許可についての判断やお答えについては出来かねるので、学区変更を行うと正式に決定がされた際には、学校長に御相談いただく流れになると思う。</p> <p>○：きょうだいで違う学校に通うのはとても負担だ。そのほかにも事情がある家庭があることを検討部会の場でも伝えてほしいし、「指定地区外就学制度」が認められるように努めてほしい。</p>
2	<p>○：現在、通学区域変更対象となっている地域に住んでいるが、令和10年から就学することもがある。宮谷小学校までの通学が心配なうえに、青木小学校に就学させるつもりで入居したため、考え直してもらうことはできないか。</p> <p>→：現在、検討部会では通学区域変更の方向で話がまとまっているが、ご心配の通学路に係る課題も含めて検討中のため、いただいたご意見は部会で報告し、検討の参考とする。</p>

3	<p>○：検討部会での検討で、台町の一部と鶴屋町1丁目宮谷小に変更という話を聞いた。鶴屋町二丁目のほうが近いのにこの変更はなぜなのか。</p> <p>→：鶴屋町1丁目41番地にあるマンションは現時点でも少なくとも70戸ほど空き物件を確認しており、今後も青木小学校の児童数が急増する要因として認識している。</p> <p>当該マンションの学区変更が飛び地とならないように、周辺地域も併せた通学区域変更案が検討されている。鶴屋町1丁目41番地にあるマンションを除く周辺地域については、いずれの小学校も選択できる「特別調整通学区域」を設定する案となっているため、当該地域に既にお住まいの方々は、青木小学校への通学も可能。</p> <p>○：鶴屋町1丁目と台町は反町ケアプラザ、鶴屋町3丁目以西については軽井沢ケアプラザで地域としても分かれている状況。台町を二分するような通学区域変更案を出さないでほしい。検討部会でも町内会のつながりなども含めてよく伝えてほしい。</p>
---	--

【Eメール等で寄せられた御意見（10件）】

	意見内容
4	<p>通学区変更案についてですが、住所によって経過措置期間すら設けられないのは、あまりにも不公平で対応に差がありすぎるのではないのでしょうか。</p> <p>変更地域に住んでいる方には同じ経過措置の条件を取るべきです。</p> <p>また、学区割についても人数合わせのために無理やり線引きした様な場所もあり、不信感しかありません。</p> <p>色々ご意見が届いていると思いますが、鶴屋町一丁目について別の意見を送らせて頂きたいと思います。</p> <p>青木小学校まで10分で行ける距離なのに、同じ町内（2.3丁目）の子供たちとすれ違う形で宮谷小学校に。しかも一部の住宅の子どもは経過措置期間すらなく変更になるのはいかなもののでしょうか。経過措置期間終了後の台町のご家庭にとっては、その住宅のせいで自分たちまで宮谷小になったとの考えにはなりませんか。</p> <p>それを言われた現在居住している子どもはどんな気持ちになるのでしょうか。</p> <p>子供は素直でありながら、大人が考える以上に残酷です。</p> <p>宮谷小学校までの通学路になりそうな道を、予想される登校時間に実際に歩かれた事がありますか。駅周辺ということもあり、また店舗などが入るビルがほとんどで、どの時間帯も人・自転車・車（タクシー・バス・トラック）などとても交通量が多いです。</p> <p>裏道は路駐なども多く、歩道と車道が白線のみで分かれているだけで、特に通学時間は小さな子どもには危なすぎます。大人でも気を付けながら歩くような道です。</p> <p>そのような場所を毎日子供たちに歩いて登校させるのでしょうか。</p> <p>西区の学区と隣接しているから飛地ではないと別の方に回答しておられましたが、確かに地図上は隣接しています。ただ、隣接しているエリアは駅前の商業施設やビルでほとんどがマンション等の住宅ではありません。実際に通学する子供からすれば、間違いなく飛地です。休日に遊ぶ公園ですら、まったく生活エリアが異なります。</p> <p>他区で前例があるからとは言え、わざわざ区を跨いで登校時間が倍かかる、同じ方面のお友達もほとんどいない、交通量だけみても危険な場所を通らなければならないこじつけのような学区変更は、本当に実際に通う子供たちのことを考えているのでしょうか。</p> <p>一部の特定の住宅は経過措置期間も与えられず、小学校までのほとんどの距離を毎日ぼつんと通学するのでしょうか。すでに入居済みの物件にも関わらず、経過措置期間すらないのは、不自然で不公平です。ご自分が該当地域に住んでいないから関係ないではなく、皆様には自分の立場に置き換えて該当する子どもたちの事も考えて欲しいです。</p> <p>人数合わせの為に無理やり変更されたようで、あまりにも可哀想です。</p> <p>私たち親は、入園後、小学校入学後のことも考えながら家を選び幼稚園も選びます。</p>

	<p>あるいは出産前から住んでいる方であれば、通うであろう幼稚園や小学校を想定して住んでいる方がほとんどです。習い事も、そうした事を見越して選んでいる方もたくさんいると思います。我が家も、近隣のお友達がたくさんいそうな幼稚園を選び、その中から同じ小学校に行くお友達が一定数いるので、小学校生活も全くのゼロからのスタートではないことが大きな選択理由でした。</p> <p>幼稚園でも、子どもたちはどこの小学校に行くのかといった話をしてきます。一部のお子様について、間近になるまでどうなるかすら分からず宙ぶらりんの状態においてしまうことは、精神的にも避けるべきです。幼稚園から小学校入学のステップというのは、大人が考える何倍も子供たちにとっては期待や不安といった負荷が心にかかります。</p> <p>すでに来年度の入園審査が終わっている時期です。せめて、現在の年中から、4月に年少に入られる年代の3学年分は、学区変更予定の地域においては平等に経過措置期間を設けるべきです。</p> <p>教室不足対策について、学区変更は致し方ないと思います。ただ、実際の通学がどのようなものになるのか、子供たちの目線でもう少し考えて頂きたいと思います。</p>
4	<p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、10月30日に開催された第4回検討部会では、通学区域変更を行うこと、事務局より提案の「通学区域変更案（案④）」（※）を具体的な対応策とするといった方向性で意見がまとまりましたので、お知らせいたします。</p> <p>今後も、教育環境の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>※通学区域変更案「案④」；第4回検討部会資料「資料7（P.13～P.17）」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0096_20251030.pdf</p> <p>※不足教室対策「青木小学校（神奈川区）」について（市ホームページ） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html</p>

	意見内容
5	<p>青木小の教室不足に関していくつか質問があり、ご連絡いたしました。</p> <p>現在、青木小周辺に住んでおり、幼稚園に通っている子供がいます。今後の状況が気になり、伺いたい次第です。現時点では賃貸物件に住んでいますが、今後、持ち家としてマンションへの住み替えを検討しており、通学区域変更対象物件のマンションも検討している状況です。特殊な事案で個別案件となるかと思いますので、可能な範囲で回答いただければと思います。以下、3点、ご教示いただければ幸いです。</p> <p>①通学区域変更対象物件のマンション以外にも今後、建設されていくマンションがあるかと思いますが、それらのマンションも基本的には通学区域変更対象物件として扱われる、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②仮に、現在の住居で青木小に入学し、その後に通学区域変更対象物件のマンションに転居した場合、青木小から転校して指定の小学校に通うことになるのでしょうか。それとも入学済みであれば、そのまま青木小に通うことが可能なのでしょうか。(同じ幼稚園に通っている方で、同様にマンションの購入を検討している方もいるので、上記事例については 気になる方も多いかと思います。)</p> <p>③上記②の質問で、仮にそのまま青木小に通うことが可能である場合、下の子は指定校に通うことになるのでしょうか。それとも一緒に青木小に通えるのでしょうか。</p> <p>できるだけ幼稚園の友達がいる学校に子供を通わせてあげたいという思いがありまして、その観点で上記3点をご教示いただきたいと思えます。</p>
5	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局より回答いたします。</p> <p>①今後、新たに建設されるマンションも通学区域変更の対象となるのか</p> <p>現時点において、事務局で把握していないマンション建設等が今後行われた場合に、当該マンションを通学区域変更の対象とするかにつきましては、未定でございます。</p> <p>建設されるマンションの状況（建設場所、入居開始年及び規模等）、及び青木小学校を含む周辺の小学校の状況（児童数及び教室使用の状況）等を踏まえ、必要性が認められる場合には通学区域変更の対象として検討を行う可能性もございます。</p> <p>②現住所で青木小学校に入学後、学区変更対象のマンションに転居した場合、引き続き青木小学校への通学は可能か</p> <p>通学区域変更後に変更対象となったマンションへ転居される場合には、原則として、変更後の住所地にて指定されている小学校に通学（転校）することになります。</p> <p>なお、横浜市では、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学</p>

制度（※）」がございませう。指定地区外就学制度の該当理由として「今まで通学していた学校の通学区域外に引越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合」がございませうが、こうした該当理由があつた場合においても、青木小学校の施設状況等を踏まえると、学校長の承諾が得られない可能性もございませうので、あらかじめご了承ください。

※指定地区外就学制度の御案内（市HP・URL）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/sonota/shugaku.html>

③上の子が青木小学校に在籍している場合、下の子の扱いはどうなるのか

原則、入学時（または転入時）に指定されている小学校へ通学することになりますが、通学区域変更に伴って、きょうだい児で別々の小学校へ通学することになる場合の対応については、今後、学校等と調整のうえ、検討してまいります。

繰り返しの御案内となり恐縮ですが、「指定地区外就学制度」に該当する理由があつた場合においても、青木小学校の施設状況等を踏まえると、学校長からの承諾が得られない可能性もございませうので、あらかじめご了承ください。

	意見内容
6	<p>通学区域変更の対象地域に居住しています。</p> <p>青木小学校の通学区域変更について、令和8年中に通学区域変更を行っていただくか、「指定地区外就学制度」を利用する際の手続きを、簡素化してほしいです。</p> <p>令和8年4月から小学校へ就学予定の子どもがおり、現在、指定されている青木小学校ではなく、今後、通学区域変更後に指定される予定の宮谷小学校への就学を希望しています。</p> <p>そのため、宮谷小学校へ就学するためには、「指定地区外就学制度」を利用する必要があり、両校の校長との面談や、区役所での手続き等、相当な労力を要することになりました。</p> <p>最終的には、指定地区外就学の許可をもらいましたが、許可期間は1年限りで、来年も同様の手続きを再度行う必要があると言われていました。</p> <p>今回、要した労力を考えると、当制度の許可手続き等に関して、もっと効率的な良い方法を検討していただけると、保護者としても大変助かります。</p>
6	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局より回答いたします。</p> <p>■令和8年中に通学区域変更は実施できないか</p> <p>現在、令和7年10月に開催された第4回検討部会では、</p> <p>（1）令和9年度入学の1年生を主な対象として通学区域変更を行うこと、</p>

(2) 事務局より提案の「通学区域変更案(案④)(※1)」を具体的な対応策とするこの2点の方向性について、検討部会としての意見がまとまった状況でございます。

今後は、通学区域変更の実施に伴い、想定される諸課題について、引き続き検討部会にて議論を行い、検討部会としての「意見書」が取りまとめられる予定です。

その後、「意見書」をもとに「横浜市学校規模適正化等検討委員会」及び「横浜市教育委員会」にて改めて審議を行い、方針が正式に決定されることとなります。

方針の正式決定後は、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の改正を行います。

上記の審議及び事務手続につきましては、令和8年8月頃までの完了を予定しておりますので、同年4月入学予定のお子様におかれましては、想定されている通学区域変更後の指定校等は適用されないこととなります。

つきましては、現時点で指定されている小学校以外の学校への就学を御希望の場合には、この度、ご検討いただいた「指定地区外就学制度(※2)」による手続きが必要となります。御不便をおかけし申し訳ございませんが、何卒、御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、お住まいの地域は、宮谷小学校・青木小学校のいずれかを選択できる、「特別調整通学区域(※3)」が今後、設定される見込みとなっておりますので、年少のお子様におかれましては、就学時に、宮谷小学校・青木小学校、いずれかの学校が選択可能となるため、「指定地区外就学制度」を利用した手続き等は不要となる予定です。

■指定地区外就学制度の手続きが煩雑、効率的な方法を検討してほしい

貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

今回、頂戴した御意見につきましては、「指定地区外就学制度」の所管課と共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。

※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース(第4号)(P.5~P.6)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf

※2 指定地区外就学制度について

お子さんに個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用されます。学校の施設状況等により受入が困難な場合もあります。

	<p>ホームページ</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukui/sonota/shugaku.html</p> <p>※3 特別調整通学区域制度について</p> <p>学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。</p>
--	--

	意見内容
7	<p>台町町内会は広い範囲を持ち、宮谷に近い側が変更になることや鶴屋町一丁目41・42の大規模マンションが対象となることは理解できます。しかし、途中の鶴屋町一丁目や台町1・6・8などが宮谷小学校に変更されるのは、防災拠点の運営上大きな負担となります。</p> <p>災害時に町会内で通学先が分かると、避難や安否確認の調整が難しくなります。町会全体を一つの学校に統一するよう再検討をお願いしたいです。</p>
7	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局にて回答いたします。</p> <p>はじめに、御指摘の地域における、現在の通学区域変更案（案④）（※1）の概要を、【参考】として共有させていただきます。</p> <p>【参考】</p> <p>（1）鶴屋町・台町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴屋町（鶴屋町一丁目、鶴屋町三丁目）、 ・台町（台町1、6、8、9、11-1～11-19、六角橋第394号線以西の地域） <p>については、「指定校を宮谷小学校、受入校を青木小学校」として、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。</p> <p>（2）「鶴屋町1丁目41・42」、「沢渡4-2（社会福祉会館跡地）」の新規マンション等宮谷小学校の通学区域に変更する案となっております。</p> <p>※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について</p> <p>学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度</p>

	<p>■ひとつの町内会全体を一つの学校の通学区域に統一するように再検討してほしい</p> <p>当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところです。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。</p> <p>地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
--	---

	意見内容
8	<p>青木小学校の通学区域変更案について拝見しました。台町町内会は鶴屋町一丁目と台町全体から成り立っていますが、その一部（台町1・6・8など）が宮谷小学校に変更されるのは不自然に感じます。防災面を考えると、町会内で通学先が分かると調整が難しくなるため、町会全体を一つの学校区にまとめていただきたいと思います。</p>
8	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局（横浜市教育委員会事務局学校計画課）にて回答いたします。</p> <p>はじめに、御指摘の地域における、現在の通学区域変更案（案④）（※1）の概要を、【参考】として共有させていただきます。</p> <p>【参考】</p> <p>（1）鶴屋町・台町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴屋町（鶴屋町一丁目、鶴屋町三丁目）、 ・台町（台町1、6、8、9、11-1～11-19、六角橋第394号線以西の地域） <p>については、「指定校を宮谷小学校、受入校を青木小学校」として、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。</p> <p>（2）「鶴屋町1丁目41・42」、「沢渡4-2（社会福祉会館跡地）」の新規マンション等宮谷小学校の通学区域に変更する案となっております。</p> <p>※1 通学区域変更案（案④）：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について</p> <p>学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度</p>

■台町の一部（台町1・6・8など）が宮谷小学校へ学区が変更されるのは不自然

通学区域変更案（案④）において「台町の一部（台町1・6・8など）」地域については、宮谷小学校または青木小学校のいずれかを選択可能な「特別調整通学区域」を設定する案となっております。

そのうえで、当該地域を対象とした理由といたしましては、学区変更先である宮谷小学校よりも近い地域は他にもございますが、その地域を学区変更の対象地域に設定した場合、青木小学校における不足教室の状況を解消するに至らない試算結果となりました。

そのため、「鶴屋町一丁目41・42」の共同住宅を青木小学校から宮谷小学校へと学区変更し、その周辺地域である「鶴屋町一丁目及び台町の一部」を特別調整通学区域として設定し、試算したところ、青木小学校の不足教室の状況が解消する試算結果となったことから、第3回検討部会にて「案③」、第4回検討部会では「案④」として学区変更案をお示した次第です。

なお、通学区域は一帯として設定する必要があり、特定の新規マンション等を単独で学区変更すると、「飛び地」の状態となってしまうことから、周辺地域もあわせて学区変更の対象地域として設定の上、お示しております。

■町内会全体を一つの学校の通学区域にまとめてほしい

当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところです。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。

地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

意見内容

9 今回の通学区域変更案では、台町町内会の一部が宮谷小学校に変更されることになっていきます。台町町内会は広い面積を持ち、横に長く、住民や子どもの数も多い地域です。「今も昔も一つのまとまり」として活動してきましたが、町会内で通学先が分かると、災害時の対応に大きな支障が生じると考えます。避難誘導や安否確認、防災拠点での調整は、同じ町会に属する子どもたちが異なる学校に通うことで複雑化し、迅速な対応が難しくなります。

地域の安全を守るためにも、町会全体を一つの学校区にまとめることが望ましいと考えます。もし宮谷小学校への変更を行うのであれば、鶴屋町一丁目41・42の大規模マンションなどは最近できたところで歩道も挟みますので、そこをひとつの町会とし、また鶴屋町3丁目交差点以東の宮谷側の住所もひとつの町会とするなど、町会を分ける方法も視野に入れて対応を検討いただきたいです。

	<p>地域がまとまって行動できるよう、防災の観点からもぜひ再検討をお願いいたします。</p>
9	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局にて回答いたします。</p> <p>はじめに、御指摘の地域における、現在の通学区域変更案（案④）（※1）の概要を、【参考】として共有させていただきます。</p> <p>【参考】鶴屋町・台町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴屋町（鶴屋町一丁目、鶴屋町三丁目）、 ・台町（台町1、6、8、9、11-1～11-19、六角橋第394号線以西の地域） <p>については、「指定校を宮谷小学校、受入校を青木小学校」として、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。</p> <p>【鶴屋町一丁目41・42、沢渡4-2（社会福祉会館跡地）の新規マンション等】 宮谷小学校の通学区域に変更する案となっております。</p> <p>※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について</p> <p>学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。</p> <p>■町内会全体を一つの学校区にまとめることが望ましい</p> <p>当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところです。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。</p> <p>地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>■宮谷小学校への通学区域変更とするなら、町内会を分けることを検討してほしい</p> <p>自治会・町内会の再編につきましては、当検討部会における審議事項外となり、検討部会事務局として回答いたしかねます。大変恐れ入りますが、まずは地域において御検討いただければと存じます。</p>

	意見内容
10	<p>今回の通学区域変更案では、台町町内会の一部が宮谷小学校の区域に変更されるとのことですが、防災の観点から心配しております。台町町内会は横に広く、住民も子どもも多い地域で、これまで一体となって防災活動を行ってきました。通学先が町会内で分かれる形になると、災害時の避難誘導や安否確認、防災拠点での連携が複雑になり、迅速な対応が難しくなる可能性があります。</p> <p>地域の安全を守るためには、町会全体が同じ学校区であることが望ましいと考えています。もし宮谷小学校への変更を進める場合には、鶴屋町一丁目 41・42 の大規模マンション周辺のように新しく形成された区域や、鶴屋町 3 丁目交差点より宮谷側の住所をひとつのまとまりとして扱うなど、町会の分け方も含めて検討していただければ幸いです。地域が災害時にまとまって行動できるよう、防災面からの再検討をどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
10	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局にて回答いたします。</p> <p>はじめに、御指摘の地域における、現在の通学区域変更案（案④）（※1）の概要を、【参考】として共有させていただきます。</p> <p>【参考】鶴屋町・台町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴屋町（鶴屋町一丁目、鶴屋町三丁目）、 ・台町（台町 1、6、8、9、11-1～11-19、六角橋第394号線以西の地域） <p>については、「指定校を宮谷小学校、受入校を青木小学校」として、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。</p> <p>【鶴屋町一丁目41・42、沢渡 4-2（社会福祉会館跡地）の新規マンション等】 宮谷小学校の通学区域に変更する案となっております。</p> <p>※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。</p> <p>■町内会全体が同じ学校区であることが望ましい 当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてき</p>

	<p>たところ。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。</p> <p>地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>■宮谷小学校への通学区域変更とするなら、町内会の分け方も検討してほしい</p> <p>自治会・町内会の再編につきましては、当検討部会における審議事項外となり、検討部会事務局として回答いたしかねます。大変恐れ入りますが、まずは地域において御検討いただければと存じます。</p>
--	--

	意見内容
11	<p>今回の通学区域変更案では、台町町内会の一部が宮谷小学校の区域に変更されるとの説明を拝見しました。台町町内会は横に長く広がり、住民も子どもも多い地域で、これまで一体となって防災活動を行ってきた歴史があります。</p> <p>そのため、町会内で通学先が分かれる形になると、災害時の避難誘導や安否確認、防災拠点での連携が複雑になり、地域として迅速に動くことが難しくなるのではないかと懸念しています。地域の安全を守るためには、町会全体が同じ学校区であることが望ましいと感じています。</p> <p>もし宮谷小学校への変更を進める場合には、鶴屋町一丁目41・42の大規模マンション周辺のように新しく形成された区域や、鶴屋町3丁目交差点より宮谷側の住所をひとつのまとまりとして扱うなど、町会の分け方も含めて検討していただければ幸いです。地域が災害時に協力して行動できるよう、防災の観点からも再度ご検討をお願い申し上げます。</p>
11	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局にて回答いたします。</p> <p>はじめに、御指摘の地域における、現在の通学区域変更案（案④）（※1）の概要を、【参考】として共有させていただきます。</p> <p>【参考】鶴屋町・台町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴屋町（鶴屋町一丁目、鶴屋町三丁目）、 ・台町（台町1、6、8、9、11-1～11-19、六角橋第394号線以西の地域） <p>については、「指定校を宮谷小学校、受入校を青木小学校」として、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。</p> <p>【鶴屋町一丁目41・42、沢渡4-2（社会福祉会館跡地）の新規マンション等】</p> <p>宮谷小学校の通学区域に変更する案となっております。</p>

	<p>※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。</p> <p>■町内会全体が同じ学校区であることが望ましい 当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところです。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。 地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>■宮谷小学校への通学区域変更とするなら、町内会の区分けも検討してほしい 自治会・町内会の再編につきましては、当検討部会における審議事項外となり、検討部会事務局として回答いたしかねます。大変恐れ入りますが、まずは地域において御検討いただければと存じます。</p>
--	---

	意見内容
12	<p>青木小学校への児童数削減の必要性については十分に把握いたしました。 現行案で検討を進められているのを承知の上で、以下に質問と意見を記載させていただきます。</p> <p>ご査収のほどよろしくお願い致します。</p> <p>1. 公的教育施設に置いてその所在地（地区）が学区外となる事例は他に存在し得るのか教えて頂きたいです。他の方がすでに言っている通り、学校からの距離に応じて学区が割り当てられる考え方が一般的であろうと思われるため、前例の有無にて事務局側提案に妥当性があるのかの判断要因として調査報告されること望みます。</p> <p>2. 防災の観点より避難区域と通学先の不一致または最寄りの避難区画からの乖離は非常時における地域コミュニティとの隔絶による避難所運営の困難化を招く恐れがあるかと思われます。特に当方は災害等生起した場合においては災害対応のため帰宅できなくなる可能性が非常に高い部類の公務に携わっておりますので、中長期的に保護者が迎えに来られな</p>

い状況における当該児童の取扱いについて不安を払しょくするべく明確にどのように対応されるご予定か提示願えますでしょうか。

参考として下記例示は当方が考える事例予想と予期される内容となります。いずれにしても災害時の避難所運営上の不利益が生起するものと愚考いたします。

(例1) 通学小学校(指定外避難所)へ迎えに行き、青木小学校(指定避難所)へ移動するよう指定されている場合

・移動できた場合

居住地域住民の避難場所と児童家庭避難所が一致により、ご近所さん等の支援が受けられる可能性がある。

友人知人と離れるため児童の精神を不安定化させる恐れがある。

・移動できなかった場合

通学小学校(指定外避難所)へ取り残された場合は避難所定数外となるため、取り扱い困難者となり、当該児童が避難所運営上冷遇される可能性がある。

(例2) 通学小学校(最寄り以外)が指定避難所として指定される場合

居住地域住民との避難所不一致による地域住民コミュニティとの軋轢が生起する可能性がある。

3. 学童保育の利用先はどのようになるのか示していただけませんか？

また、損失に対する補償はどのようにされる見積もりか示していただきたいです。

(例1) 通学小学校の学童保育のみ利用可の場合

勤務時間帯の関係上、当初予定の青木小学校での学童保育利用時よりも多くの時短勤務(当家の場合は片道約15分の追加見込みのため、月600分程度)が余儀なくされたことによる減収または学童保育の延長保育による追加保育料の発生による家計圧迫が見込めます。

また、減収に応じて社会保険料の等級が変わる場合、一生涯に渡って支払われる厚生年金が減額されますので、将来的な損失は少なくないものと予期されます。

(例2) 通学先小学校ではなく、青木小学校の学童保育を利用できる場合

授業終了後の移動を学童保育指導員または教員等が実施するのでなければ、当該移動中に事故等が生じた際の責任分界点が不透明となる。防止のために、上記いずれかの大人が移動を引率する場合、現場に不必要な負担を強いることになる。

また、通学小学校以外となるため、友人知人と離れることになり、児童の孤立化等の懸念が高くなるものと思われる。

4. 本件が確定した後において、「指定区域外就学」の「帰宅後監督者不在」による青木小学校への変更申し立てを時短勤務時間を確保できない保護者により多発する可能性があります。これに対する対応はどのようにされるつもりか示していただけないでしょうか？

(例1) すべて却下する場合

不公平な裁定として、行政訴訟等の強硬的な手段を検討する保護者や執拗なクレームを行う保護者が断続的に発生する可能性があり、行政遂行上の不利益が大きくなる。

また、真に困っている保護者が必要以上の苦勞を強いられ、本規則の趣旨を大きく損ねる。

(例2) 一部のみ認める場合

(例1)に加え、認めるための審査基準の策定・書類類の整備等の審査業務の多忙化が懸念される。また、審査内容によっては不公平感が増加し、行政不信を招く懸念があり、PTAと教育委員会間の不和や虐め等の本来対処すべき事案に対する対処遅延等による事態悪化が生じかねない。

(例3) すべて認める場合

本件の調整事項が実質的に無意味となるため、すべて認めるぐらいであれば最初から検討し直した方が適切と考える。

5. 学区再編による動産が受ける資産価値に対する影響について考慮されたのでしょうか？

本件においては、同地域の同地名を持つ範囲内のマンションでありながら、最寄りの小学校に通えない桐畑地区においては一般的な感覚では「最寄りの学校から別の学校となってもあからさまに不利益を被っているように見えるほど学区が歪ではない」との状況とは異にするものと思われます。このため、桐畑地域の青木小学校が学区外となるファミリー向け住宅全般において、物件購入の見送りや値引き交渉等が他の地域より顕著に発生し、同地域に居住する子育て世帯以外にも影響を齎すのではないかと危惧されます。

正確な試算は難しく、何らかの保証をできる類のものではないとは思われますが、本件の現案での確定は桐畑地区住民全体に関わる事項であることを改めて認識の上、考慮された事項の有無及びその内容を教えていただきたく思います。

6. みなとみらいでの10年限定での学校開校と類似の対応について検討しない理由は何か教えていただきたいです。

本件は桐畑地域にマンションが建ったことではなく、桐畑地域より西側の地域をカバーする学校が少ないことがそもそもの構造的欠陥ではないかと思っております。

横浜駅周辺にある複数の学校法人が存在し、教育設備がある程度整っている施設が複数あるため、それらへの協力依頼等で暫定対処として臨時で小学校を開校し、同地区へ新規学校を建設すべく調整する又は同地区を包括できる学校施設の増築を行うのが適当と考えま

す。また、本地域内で完結させる場合には大原の校舎を借用する等で比較的移動距離が少なくかつ信号横断を伴わない区域での特別教室の移転など調整余地があり得るのではないかと思います。

7. 本件は資料を拝見する限り、新規住宅数及び周囲の物件の空き状況から小学校教育を受けらるであろう児童数を見積もっているものと承知しておりますが、対象となり得る物件数×生徒数という計算であった場合は些か現実味がないかと思います。

このため、本地域の人口動態及び転出における該当世帯の移動割合等の実測的なデータ等を用いて算出される方が良いのではないかと思います。

現在までですでにそのようなデータ等を活用した集計をされているということであれば積算根拠の資料も可能な範囲でご提示賜りたく存じます。

8. 自治会等については別途調整の要があるとの見解であるものと承知しておりますが、具体的にいつどのくらいの時期にどのように協議を各自治会等と持っていただけるのか見通しをいただきたく思います。

現行案の状態であることを前提と致しますと、少なくとも桐畑の新造マンション付近には当方が居住するマンションの正面道路向かい側に存在する桐畑隣明会さまの掲示板については2校分の案内を掲載していただくか、新規で対象校毎に掲示板を設置していただくかする必要が発生することと思われま。

また、掲示箇所でどちらの小学校の案内なのかを常時わかりやすい形式にする等の工夫を要するものと思われまので、この点についても十分に調整していただけますようお願い致します。

9. 第4回までの各種提言及び意見に対する明確な回答をお願いいたします。

ここまでの各意見や提案に対して、真摯な回答とは受け取りづらいご回答を頂いているように見受けられます。各意見提出者は決して学習環境の適正化に反対しているわけではなく、可能な限り建設的に事の解決を願っているものと存じます。

今後の私学への希望アンケートを対象世帯にのみ広く交付し調査する等の意見に対してもう一步踏み込んだ回答を賜りたく思います。

あくまでも個人的な感想となりますが、マンションを購入するにあたり、共働きであっても子育てがしやすい環境をと駅、保育園、小学校、病院の4要素を主軸に長い時間をかけて探し、住民税や保育園料が多少高くても当地にしようとして決めて購入させていただきました。小学校が統廃合等ならば致し方なしと無聊を慰めることもできたかと思われまですが、所在地域にも

	<p>関わらず今回の検討にて青木小学校の学区外とされてしまうことに深い悲しみと遣る瀬無さを感じております。当検討をされておられます皆様方に置かれましては、本決定により受ける影響が子どもが学校に通っている間だけに限らず、一生涯ついて回るものとなることを十分ご理解の上採択いただけますよう宜しくお願いします。</p>
12	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局から回答いたします。</p> <p>■通学区域変更案（案④）の対象地域等について</p> <p>現在、検討部会において方向性として取りまとめられている通学区域変更案（案④）において、「桐畑地域」における通学区域変更等については、次のとおりとなります。</p> <p>【桐畑2・3・8-3（サカタのタネ跡地の新規マンションを除く）】</p> <p>当該地域につきましては、「指定校を二谷小学校」、「受入校を青木小学校」とし、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域」を設定する案となっております。</p> <p>なお、この特別調整通学区域の設定に期限は設けない案であるため、現時点においては、当該地域にお住まいの方は全員、青木小学校を選択することが可能となっております。</p> <p>【サカタのタネ跡地に建設予定の新規マンション】</p> <p>青木小学校から二谷小学校の通学区域に変更する案としております。</p> <p>※通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>1. 公的教育施設でその所在地（地区）の一部が学区外となる事例はほかにあるか 神奈川県内の例として、西寺尾小学校の所在地である西寺尾2丁目の一部は、西寺尾第二小学校を指定校としています。</p> <p>2. 発災時に保護者が迎えに来られない状況における児童の対応 横浜市学校防災計画において、市内で大規模地震発生の際は、授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かること、としており、各学校においてもそれに従い対応しています。また、児童生徒の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードを作成し、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先や連絡手段を整えておくこととしています。</p> <p>なお、家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、</p>

引き渡しカードで保護者以外の引き取り者を登録することができるようになっていることが一般的です。それも難しい場合には、学校に留めるなど、学校との事前の協議と確認をしていただくことが必要と考えております。

いずれにしましても、学校に留め置いた児童生徒については安心できるよう、学校にて精神的なケアにも努めるようにしております。

※横浜市学校防災計画

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/school-bohan/gakkou_bousai.html

3. 学童保育の利用先がどのようになると考えるか

本市の事業である「放課後キッズクラブ」の利用につきましては、通学区域変更後に指定された小学校にてご利用いただくこととなります。ご指摘の損失に係る補償等については、実施する予定はございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

4. 通学区域変更後、指定地区外就学制度を利用し、「帰宅後、保護監督者不在」の事由での相談が増加すると想定するがどう考えるか

「指定地区外就学制度（※）」は、お子さんに個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用されますが、学校の施設状況等により受け入れが困難、不承諾となる場合もございます。該当理由等、詳細は市ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

※横浜市ホームページ：「指定地区外就学制度」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/sonota/shugaku.html>

5. 学区再編による不動産が受ける資産価値に対する影響について考慮したか

通学区域については、「望ましい通学距離（小学校においては、片道おおむね2km以内）」を基本としつつ、教室の状況、通学路の安全性、地域コミュニティの構成等、複数の要素を総合的に勘案し、教育環境の確保を目的として設定しています。そのため、不動産に係る資産価値に対しての影響等については、考慮しておりません。

なお、通学区域変更の対象となりうる不動産及び建築中の物件を所有する事業者に対しては、適宜情報提供を行っております。

6. みなとみらい本町小学校のように小学校の新設等について検討しない理由はなぜか
みなとみらい本町小学校については、検討当時、通学区域内に、小学校として利用できる広さの市有地が活用できる状況にあったため、平成30年4月から暫定的に整備いたしました。

一方、青木小学校周辺においては、横浜市が保有する未利用の市有地がないことや、今後、青木小学校周辺において、学校を建設するために必要な標準面積（10,000㎡程度）を満たす土地を確保することが困難な状況であることから、小学校新設等の具体的な検討は行っておりません。

7. 児童数の推計のデータについて、どのように見積もっているのか

青木小学校の児童数の予測については、毎年5月1日時点における住民基本台帳と学校実態調査等から抽出した幼児、児童の基本数に幼児増減率・就学率・転出入率を考慮し、基本となる人数を算出しています。さらに集合住宅等建設見込みからの児童数の急増分を加えて、向こう6年間の児童数を予測しています。詳細は市ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

※横浜市ホームページ：「令和7年度義務教育人口推計表」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/jinkou.html>

なお、急増数の算出にあたっては、主に以下の方法で情報収集・把握に努めています。

(1) 教育委員会事務局内での情報収集・把握方法

ア 集合住宅等建築計画届出書：都度、提出

⇒集合住宅 50 戸以上または戸建住宅 30 戸以上を計画中の事業者へ提出を依頼し、情報の収集・把握に努めています。

イ 業界紙：通年

⇒市内における建設・土地に関する情報の収集・把握に努めています。

ウ 事業者照会：年1回実施

⇒建築中、建築予定及び過去に建設の実績のある建設会社・不動産会社約350社を対象に、最新の建築状況（計画含む）を照会の上、情報の収集・把握に努めています。

エ 現地調査：都度、実施

⇒教室数がひっ迫している小中学校を中心に、通学区域内の現地調査を通じて、情報の収集・把握に努めています

	<p>(2) 他部局から教育委員会事務局への共有を通じた、情報収集・把握方法 ※オ～クについて、担当部局と随時、共有しています。</p> <p>オ 横浜市土地利用総合調整会議（建築局所管） カ 開発事業の調整等に関する条例における標識設置届（建築局所管） キ 中高層建築物条例における標識設置届状況表（建築局所管） ク 公拡法における情報提供（財政局所管）</p> <p>8. 自治会等に対して、具体的にいつ頃から協議をしてもらえるか また、掲示板への学校からのお知らせの掲示についても配慮してほしい</p> <p>当検討部会は、小学校関係者、地域の自治会、町内会の代表者の方々に御参加いただき検討を進めており、検討部会ごとに通学区域を対象に検討部会ニュースを全戸配付するとともに、適宜、御意見をお寄せいただいています。方向性が決定した後の情報提供の方法等については、今後検討してまいります。</p> <p>また、ご指摘の自治会掲示板への「学校からのお知らせ」の掲出等、具体的な運用につきましては、各自治会の御判断によるものと考えております。</p> <p>9. 第4回までの各種提言や意見に対する明確な回答をしてほしい</p> <p>これまで頂戴した御提言や御意見につきましては、その時点で回答できる範囲内で回答・対応させていただいております。また、メールや御電話等で頂戴する内容につきましても、検討部会において、報告し、検討の参考とさせていただいております。</p> <p>御指摘の私学へのアンケート調査につきましても、同様の御意見をいただきましたので、検討部会ニュース（第4号）P.3下部にて回答させていただいているところです。</p>
--	--

	意見内容
13	<p>反町2丁目に居住しています。通学区域変更案（案④）が採用された場合、どのような対象になるのか教えていただきたいです。また、その他質問を以下に記載しました。ご返答いただくこと、まだ議論されていないのであれば事務局で検討していただくことを希望します。</p> <p>【質問1】 指定校はどこになるのか。調整通学区域にあてはまるのか。</p> <p>【質問2】 具体的な対応策の決定は、いつを予定しているのか。意見書のとりまとめだけでなく、事務局方針に沿った事務手続きと、該当家庭への連絡時期を示してほしい。</p> <p>【質問3】 調整通学区域に当てはまる場合、就学通知書には指定校・受入校のどちらが記載されるのか。</p> <p>【質問4】 受入校を希望する場合、いつまでにどこに連絡することで、就学先が確定するのか。</p>

	<p>【質問5】 受入校の管理職の判断で断られることはないのか。希望した子どもは必ず受け入れてもらえるのか。</p>
13	<p>いただいた御質問について、検討部会事務局にて回答いたします。</p> <p>【質問】 指定校はどこになるのか。調整通学区域にあてはまるのか。</p> <p>反町2丁目（全域）については、現在の通学区域変更案（案④）において、通学区域変更の対象地域に含まれておりません。そのため、青木小学校のみが指定校となる予定です。</p> <p><参考></p> <p>（1）通学区域変更案（案④）（※1）における桐畑・反町の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桐畑（桐畑2・3・8-3（サカタのタネ跡地の新規マンションを除く））、 ・反町地域（反町1丁目1・8） <p>につきましては、令和9年度から、「指定校を二谷小学校、受入校を青木小学校」とし、いずれの小学校も選択可能とする「特別調整通学区域（※2）」を設定する案となっております。そのため、当該地域にお住まいの方が希望する場合には、すべてのお子さまが青木小学校を選択することが可能な通学区域変更案となっております。</p> <p>（2）サカタのタネ跡地に建設予定の新規マンション 指定校を二谷小学校とする通学区域変更案となっております。</p> <p>※1 通学区域変更案「案④」：検討部会ニュース（第4号）（P.5～P.6） https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0103_20251217.pdf</p> <p>※2 特別調整通学区域制度について 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。</p> <p>【質問】 具体的な対応策の決定、事務局での手続きと各家庭への連絡時期はいつになるか。</p> <p>今後の検討部会等における審議次第とはなりますが、通学区域変更案（案④）のとおり、通学区域変更を実施する場合には、就学通知等の都合上、令和8年8月までに事務手続を行う必要があります。</p> <p>正式に対応策が決定となるのは、「横浜市教育委員会」での方針が決定された時点となりますので、期日までに事務手続が終えられるよう、取り組みを進めてまいります。</p> <p>各御家庭への周知等につきましては、どのような形で情報提供等を行うことが良いか、事務</p>

局内にて検討させていただき、教育委員会の方針が決定され次第、対応してまいります。

【質問】

- ③特別調整通学区域の場合、就学通知書は、指定校、受入校のどちらが記載されるのか
- ④受入校を希望する場合、いつまでにどこに連絡することで、就学先が確定するのか。
- ⑤受入校を希望した子どもは必ず受け入れてもらえるのか。

特別調整通学区域が設定されている地域にお住まいの方につきましては、お住まいの区役所から「希望校調査票」が郵送されます。(例年9月上旬ごろ)

通学を希望する学校を「希望校調査票」に記載のうえ、期限内に返送いただきますと、選択した学校のみが記載された就学通知が送付(例年10月中旬頃)されます。

なお、特別調整通学区域で学校をご選択いただくにあたり、必要な要件等はございません。特別調整通学区域の設定がなされている期間につきましては、希望した学校への就学を妨げる事由もございませんので、ご安心いただければと思います。

検討部会事務局としての考え

(1) 宮谷小学校への通学区域変更とするなら、町内会の分け方も検討してほしい

自治会・町内会の再編については、当検討部会における審議事項外となり、検討部会事務局として回答いたしかねます。大変恐れ入りますが、まずは地域において御検討いただければと存じます。

(2) 町内会全体が同じ学校区であることが望ましい

当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところです。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まいの子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。

地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【次第－4】 学校規模適正化等の検討について

1.	今後の検討部会での審議事項と今後の流れについて	P.3~P.4
2.	通学区域変更に伴う通学安全対策要望について	P.5~P.7
3.	指定地区外就学制度について	P.8~P.12
4.	中学校通学区域の整理について	P.13~P.15
5.	意見書（案）について	P. 16
6.	参考資料	P.17~P.20

1. 今後の検討部会での審議事項と今後の流れについて

今後の検討部会での審議事項

今後の検討部会では、通学区域変更に伴い想定される諸課題について、引き続き御議論いただき、当部会としての「意見書」を取りまとめます。

第5回検討部会～諸課題の検討・整理～

【学区変更に伴う主な諸課題】

- (1) 通学安全対策について
- (2) 指定地区外就学について
- (3) 中学校通学区域の整理について

具体的な対応策（通学区域変更）に加えて、(1)～(3)の諸課題への要望を記載する「意見書」について検討を行います。また、通学路の安全対策を取りまとめた「要望書」の検討を行います。

第6回検討部会～意見書・要望書の確定～

第5回検討部会にて検討を行う

「意見書」及び「要望書」の確定に向けて、議論を深めます。

検討の結果、「意見書」及び「要望書」が確定となりましたら、当部会としての審議は終了となります。

1. 今後の検討部会での審議事項と今後の流れについて

検討部会

青木小学校の教室不足対策等の「意見書」及び「要望書」の取りまとめ

意見書提出

横浜市学校規模適正化等検討委員会

検討部会からの「意見書」に基づき

教室不足対策等について審議

答申書の取りまとめ

答申または意見具申

教育委員会

答申書に基づき教室不足対策等について

審議・承認

教育委員会での承認後、
対応策に応じた事務手続き

要望書提出

関係区役所・警察署等

検討部会からの「要望書」に基づき

関係区役所・警察署等にて

各要望箇所について対応の検討

教育委員会での承認をもって対応策が正式に決定となるため、検討部会における意見書の取りまとめ時点において、対応策が正式に決定するものではありません。

2. 通学区域変更に伴う通学安全対策について

通学区域変更に伴い、新たに通学路が指定される地域については、以下の手順で通学安全対策の実施等の検討を行います。
検討結果を、通学安全対策に関する「要望書」として関係区局等に提出し、通学安全対策について要望します。

通学安全対策の実施手順

- ① 通学安全点検（現地調査）を実施 ※実施済（令和7年12月）
- ② 安全対策が必要な箇所を整理、「要望書（案）」を作成
- ③ 「要望書（案）」（資料7）を部会で議論・取りまとめ
- ④ 部会で取りまとめた「要望書」を関係区局等に提出
- ⑤ 要望に対する実施の可否を関係区局等から回答
- ⑥ 関係区局等にて、通学安全対策を実施

2. 通学区区域変更に伴う通学安全対策について

参考 各小学校の登校方法

小学校	登校方法
青木小学校	登校班による集団登校
斎藤分小学校	個別登校
二谷小学校	個別登校
三ツ沢小学校	登校班による集団登校
宮谷小学校	登校班による集団登校

※具体的な「登校班の編成方法」や「既存の登校班との合流地点」等については、今後、学校毎に通学路が新たに設定されますので、学校及び地域の皆さまにて、調整いただき、決定していただくこととなります。

2. 通学区域変更に伴う通学安全対策について

通学安全対策に関する

『要望書（案）』について、

【資料7】にて、ご説明いたします。

3. 指定地区外就学制度について

検討部会での指定地区外就学についての意見

部会委員や地域の皆さまより、これまでの検討期間中、

『青木小学校の現状を踏まえ、指定地区外就学の受入れについては検討が必要だと思う』

『指定地区外就学の児童の受入れを制限するべきではないか』

といった御意見を複数いただいていることを踏まえて、

「通学区域変更後の指定地区外就学制度の運用」について

整理する必要があると考えています。

3. 指定地区外就学制度について

指定地区外就学制度の概要

横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっており、

同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学します。

しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「**指定地区外就学**」という制度があり、該当する理由がある場合に適用されます。

なお、**通学等に支障があると学校長が判断した場合や、学校の施設状況等により、不承諾となることもあります。**

【参考】指定地区外就学制度（市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/sonota/shugaku.html>

3. 指定地区外就学制度について

指定地区外就学制度を利用するための該当要件

該当要件については、
【資料8】にて、ご説明いたします。

3. 指定地区外就学制度について

指定地区外就学の児童の推計上の取扱い

これまでお示ししている「通学区域変更案（案④）」の推計値には、「指定地区外就学制度」を利用する児童数は、含まれていません。そのため、今後、「指定地区外就学制度」を利用して青木小学校に就学する児童数は、お示ししている推計値に上乘せとなります。



現在の青木小学校の厳しい施設状況を踏まえると、「指定地区外就学制度」を利用するための該当理由がある場合においても、「施設状況」を理由に「不承諾」となるケースが今後、発生することが想定されます。

3. 指定地区外就学制度について

青木小学校における指定地区外就学制度の今後の運用について

事務局案

指定地区外就学制度を利用するには、「通学を希望する学校の校長及び住民登録をしている区役所での許可手続き(事由により指定された学校長からの承諾)」が必要となるため、
教育委員会事務局から、今後の児童数の見込みも含めた施設状況に関する情報提供を適時・適切に行い、学校とも連携を図りながら、当制度の運用を支援したいと考えています。

4. 中学校通学区域の整理について

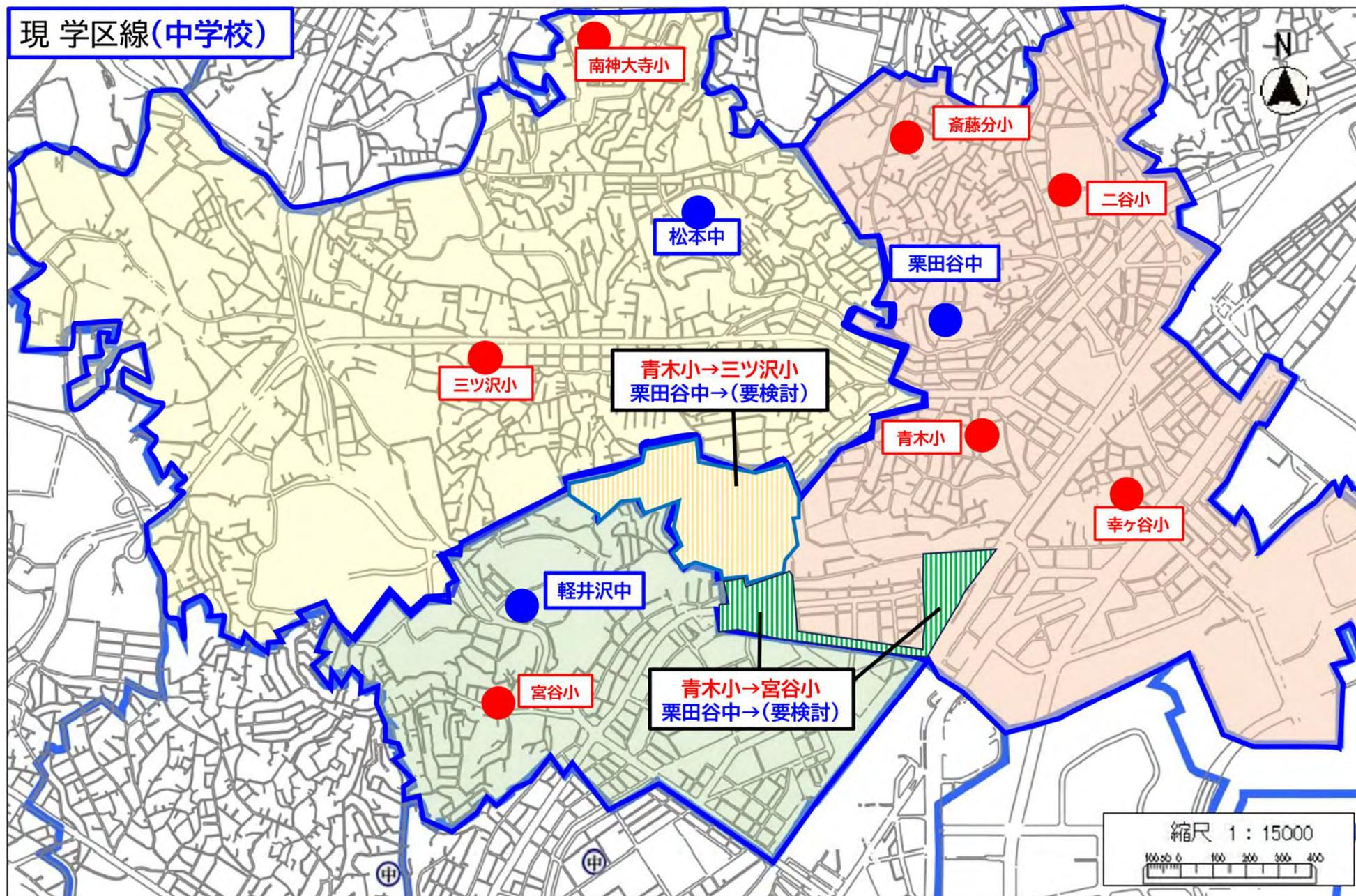
通学区域変更に伴う中学校通学区域への影響

横浜市では、小学校と中学校の連携に注力しており、小中の通学区域を一致させることが望ましいと考えています。今回の青木小学校を含む周辺校の通学区域が変更されることにより、中学校の通学区域（就学先）についても検討が必要です。

【例】 「三ツ沢小学区内地域」と「青木小学校から三ツ沢小学校へ学区変更となる地域」

三ツ沢小学区内地域		↔	青木小から三ツ沢小へ学区変更となる地域		
小学校	三ツ沢小		変更前	変更後	
中学校	松本中		小学校	青木小	三ツ沢小（青木小）
			中学校	栗田谷中	※要検討※

4. 中学校通学区の整理について



4. 中学校通学区域の整理について

事務局案

中学校通学区域への対応（案）

このような課題を解決するために、事務局といたしましては、小学校の通学区域変更に伴い、中学校の就学先を変更（特別調整通学区域の設定含む）する予定です。

教育委員会事務局としての対応時期

青木小学校の不足教室対策について、教育委員会にて方針決定後、通学区域の調整を検討している地域及び学校長と調整し、小学校の通学区域変更手続きとあわせて、令和8年度内に諸手続きを行う予定です。

5. 意見書（案）について

これまでの検討内容を踏まえ、
『意見書（案）』を別紙にまとめました。
【資料9】にて、ご説明いたします。

6. ※参考※ 青木小学校の児童数・学級数の見込

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	R7個別
児童数	744	765	781	803	811	838	866	24	児童数
(内訳)基本数	(744)	737	717	701	677	664	649		48
(内訳)急増数	(22)	28	64	102	134	174	217		学級数
学級数	24	24 (25)	24 (26)	25 (27)	26 (28)	27	28		8

※ 表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数。R7の児童数は令和7年5月1日現在の在籍者数(「(内訳)急増数」は含まない)

※ 「(内訳)急増数」は、通学区域内における開発等によって、その年度中に増加すると予測される児童数の推計値

※ R8～13の「(内訳)基本数」は、令和7年5月1日現在の通学区域内の幼児及び在校生に就学率・転出入率等乗じた数値であり、年度毎にその算出を繰り返し行った推計値

※ 学級数の()内の数字は、各学年児童数1～5人の増により学級数に影響する場合の最大の学級数

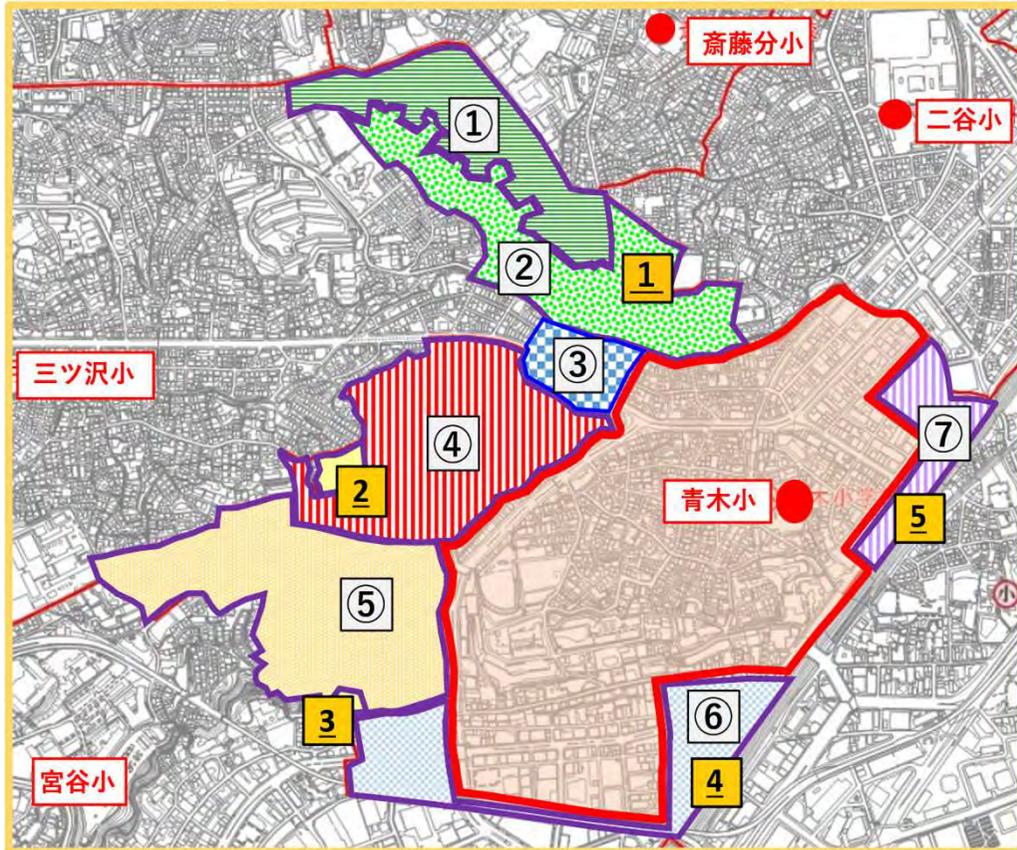
《事務局としての見解》

- ① R7推計では、令和10年度に**25教室**が見込まれ、1教室不足となる見込みです。
- ② 「1～5人の増」で学級が増える学年(学級境)がR9以降、2学級ずつ発生する見込みです。
- ③ 個別支援学級は、「原則8名で1学級」の編成となっています。個別支援学級に通う児童数は年々増加しており、今後も児童数の増加に伴い、個別支援学級に通う児童及び学級数は増加する見込みです。

⇒以上①～③の理由により、青木小学校が将来、不足教室とならないよう、令和9年度が開始される前までに対策が必要な状況です。

6. 参考：通学区域変更案④の概要

【通学区域変更となる対象地域図】



【通学区域変更対象物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	齋藤分小
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

【特別調整通学区域設定地域（指定校変更含む）・就学先】

	対象地域	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷 (①北・②南) ※ ①の物件を除く	齋藤分小	青木小
②	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
③	松ヶ丘 ※ ②の物件を除く	三ツ沢小	青木小
④	沢渡 ※ ③の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑤	鶴屋町・台町（一部） ※ ④の物件を除く	宮谷小	青木小
⑥	桐畑・反町（一部） ※ ⑤の物件を除く	二谷小	青木小

※1 鶴屋町・台町の一部の詳細

鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 台町11-1~11-19
鶴屋町三丁目、台町のうち六角橋第394号線以西の地域

※2 桐畑・反町の一部の詳細

桐畑2, 3, 反町一丁目1, 8

※案③でお示した「桐畑8-3(サカタのタネ跡地)」は、学生向け賃貸マンションと判明したため、通学区域変更の対象外とします

6. 参考:案④における児童・学級数 ※R7推計を基に計算した推計値

経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童（100%の割合）が各小学校に就学した場合の**最大値**で推計値を算出しています。

青木小
保有：24CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	723
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	24

※学級数の()は、各学年児童数1～5人の増により影響する最大の学級数

斎藤分小
保有：10CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	208	228	249	269	285	305	320	328	336
学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	12	12

※内部改修により、最大2CR程度確保可能な見込み(=12CR)

二谷小
保有：14CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	388	376	380	372	364	378	380	392	397
学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	14(15)	14(15)

※令和8年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定
建替え期間中は、16CR程度を確保予定

三ツ沢小
保有：27CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	786	816	828	819	860	864	831	795	767
学級数	26	28	28	27	28	28	27	26	25

※内部改修により、1CR程度確保可能な見込み(=28CR)

宮谷小
保有：23CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	639	606	603	610	594	581	570	564	558
学級数	22	21	20	20	19	19	19	18(19)	18(19)

6. 参考：今後の具体的なスケジュール

令和8年8月の規則改正に向けた、具体的なスケジュールは以下のとおりです。

年度	R7年度			R8年度							R9年度	
月	1	2	3	4	5	6	7	8月	...	3	4月～	
検討部会	第5回 開催		第6回 予定					<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 転入生(年度途中) ① 新規物件等 変更後の指定校に就学 ② 特別調整通学区域 指定校・青木小の いずれかを選択 </div>			<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 新1年生・転入生 ① 新規物件等 変更後の指定校に就学 ② 特別調整通学区域 指定校・青木小の いずれかを選択 </div>	
横浜市学校規模適正化等検討委員会			開催 予定									
教育委員会				開催 予定								
事務手続(教育)					規則改正 事務手続	規則 改正						

※「就学通知」は例年10月頃に区役所から各御家庭に発送されます。

(特別調整通学区域の設定された地域にお住まいの方は例年9月頃に「希望校調査票」が区役所から発送されます。)

※新規物件等：通学区域変更案(案④)のとおり指定校を変更する新規物件等(当該物件の詳細はP.19左下表参照)

※特別調整通学区域：指定校と受入校のいずれかを選択することが可能な地域(設定区域の詳細はP.19右表参照)

(案)

令和 8 年 月 日

神奈川県長、西区長
 神奈川県警察署長、戸部警察署長
 他関係機関

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会
 部会長 澤野 秀忠

青木小学校の通学区域変更に伴う通学安全に関する要望書

日頃から、小学校の学校運営に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、青木小学校の不足教室に対する具体的な対応の検討にあたりましては、自治会・町内会等の地域及び青木小学校の保護者の代表、青木小学校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、検討を重ねた結果、教育委員会事務局から示された、通学区域変更案（※別紙 1 参照）を基に、令和 9 年度入学の新 1 年生を主な対象とした通学区域変更を実施することを具体的な対応策とする方向性で、当部会としての意見がまとまりました。

この度、通学区域変更後の道路等について、通学安全点検を実施したところ、次のとおり課題を要望書として取りまとめましたので、御対応をお願いいたします。

なお、大幅な通学区域変更という事情を考慮していただき、要望場所以外の箇所においても、改善が必要な箇所がありましたら、適宜、御対応をお願いいたします。

○ 要望場所・要望内容・要望先

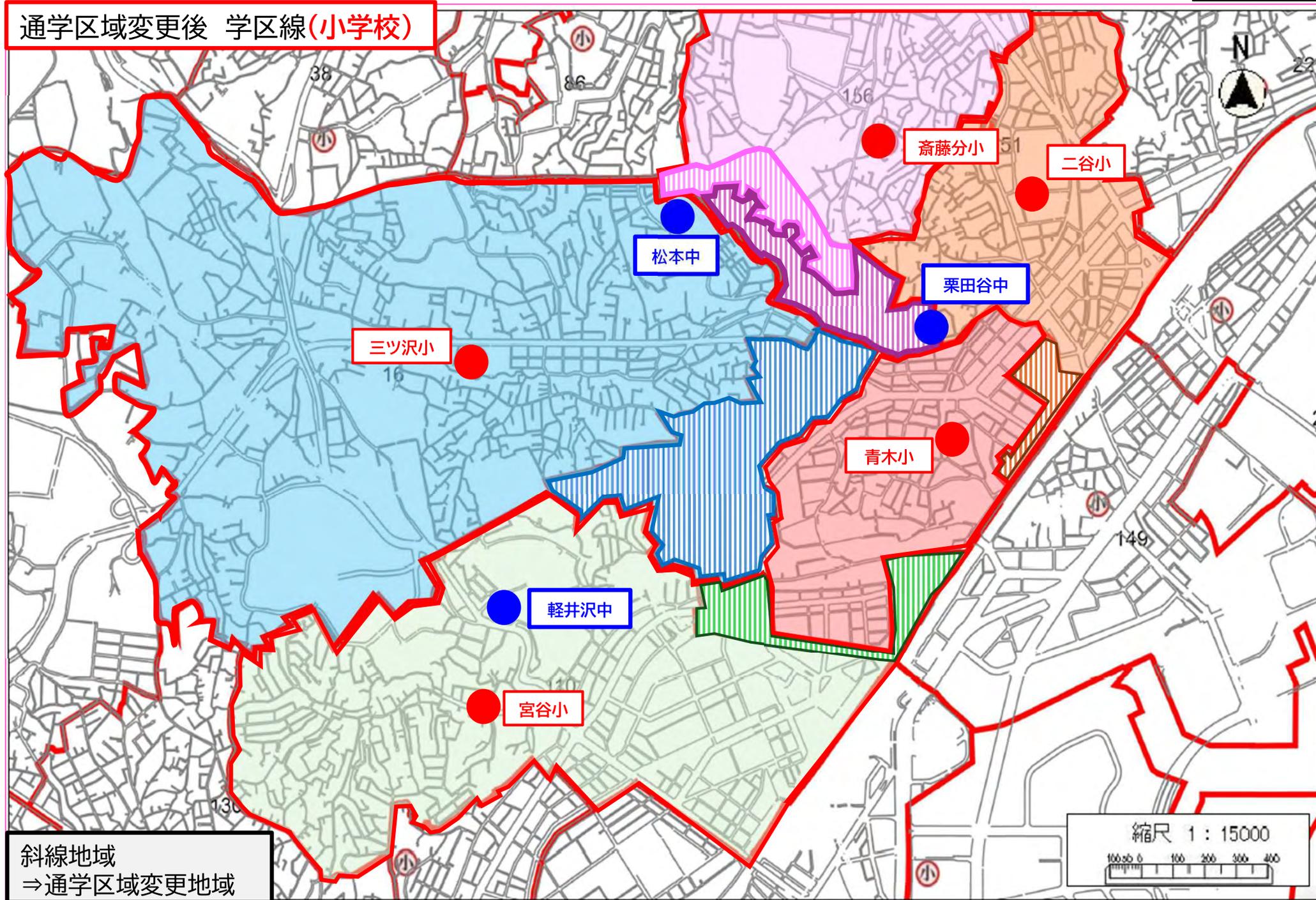
	要望場所	要望内容（要望理由）	要望先
①	斎藤分小学校前交差点 （篠原第 543 号線）	通学区域変更により、当該交差点を横断する児童の人数が増えるため、車道に「一時停止線」を新設してほしい。	警察署
		歩行者向けの「路面標示」を補修してほしい。	地域振興課
②	私立学校中学部・高等部道路 （中丸 1-17 付近）	児童が安全に通行するため、「あんしんカラーベルト」及び「一時停止線」を新設してほしい。	土木事務所 警察署
③	私立学校中学部・高等部正面 道路（栗田谷線）	車の通行量が多く見通しの悪い箇所があることや、新規マンションが建設されることにより、通行する児童が増加するため、「あんしんカラーベルト」を新設してほしい。	土木事務所
④	栗田谷 16 から 47 までの道路		
⑤	神奈川県役所地下駐車場 出入口付近 （二ツ谷町 1-8 付近）	新規マンションが建設されることにより、今後、通行する児童が増加するため、「スクールゾーン」の路面標示の新設等、安全対策を実施してほしい。	地域振興課
⑥	広台太田町 11-3 付近 （六角橋第 243 号線交差点付 近）	新規マンションの通学区域変更により、今後、通行する児童の人数が増えるため、「スクールゾーン」の路面標示を新設してほしい。	地域振興課

⑦	広台太田町9-2付近 (六角橋第232号線沿い)	新規マンションの通学区域変更により、今後、通行する児童の人数が増えるため、現存の「スクールゾーンの路面標示」を補修してほしい。	地域振興課
⑧	平川町公園横 (二谷小学校正門側)	児童が安全に通行するため、現存の「スクールゾーンの路面標示」を補修してほしい。	地域振興課
⑨	三ツ沢東町6から松ヶ丘78 (豊頭寺線から六角橋第461号線付近まで)	通学区域変更により、通行する児童の人数が増えるため、現存の「スクールゾーンの路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を補修してほしい。	地域振興課 土木事務所
⑩	松ヶ丘58-3付近 (JR郵政社宅跡地)	今後、当該地に新規マンションが建設されることから、児童が新たに通行することとなるため、「あんしんカラーベルト」の新設及び現存の「一時停止線」を補修してほしい。	土木事務所 警察署
⑪	沢渡50-7付近	通学区域変更により、今後、通行する児童が増加するため、「スクールゾーンの路面標示」を新設してほしい。	土木事務所
⑫	沢渡46-6から沢渡54-2までの道路	通学区域変更により、今後、通行する児童が増加するため、「スクールゾーンの路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を新設してほしい。	地域振興課 土木事務所
⑬	鶴屋町1丁目41、42付近	当該地マンションの通学区域変更により、新たに児童が通行することとなるため、「あんしんカラーベルト」及び「スクールゾーンの路面標示」を新設してほしい。	土木事務所 地域振興課
⑭	鶴屋町2丁目19-4付近	通学区域変更により、通行する児童の人数が増えるため、「横断歩道」の新設または車道に「一時停止線」を新設してほしい。	警察署
⑮	神奈川区沢渡4-2、 西区南軽井沢2-3付近 (社会福祉会館跡付近)	通学区域変更及び新規マンションの建設により、通行する児童の人数が増加するため「スクールゾーンの路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を新設してほしい。	地域振興課 土木事務所
⑯	西区楠町9-8前交差点 (旧東海道沿い)	通学区域変更及び新規マンションの建設により、通行する児童の人数が増加するため、児童が安全に通行できるよう、「スクールゾーンの路面標示」及び「横断歩道」または「カラー舗装(交差点内)」の新設等、安全対策を実施してほしい。	地域振興課 警察署

○ 添付資料

- ・通学区域変更案(別紙1)
- ・通学安全点検ルート等(別紙2)
- ・各要望場所の写真一覧(別紙3)

通学区域変更後 学区線(小学校)



斜線地域
⇒通学区域変更地域

縮尺 1 : 15000

0 100 200 300 400

現 学区線(小学校)

南神大寺小

斎藤分小

二谷小

松本中

栗田谷中

三ツ沢小

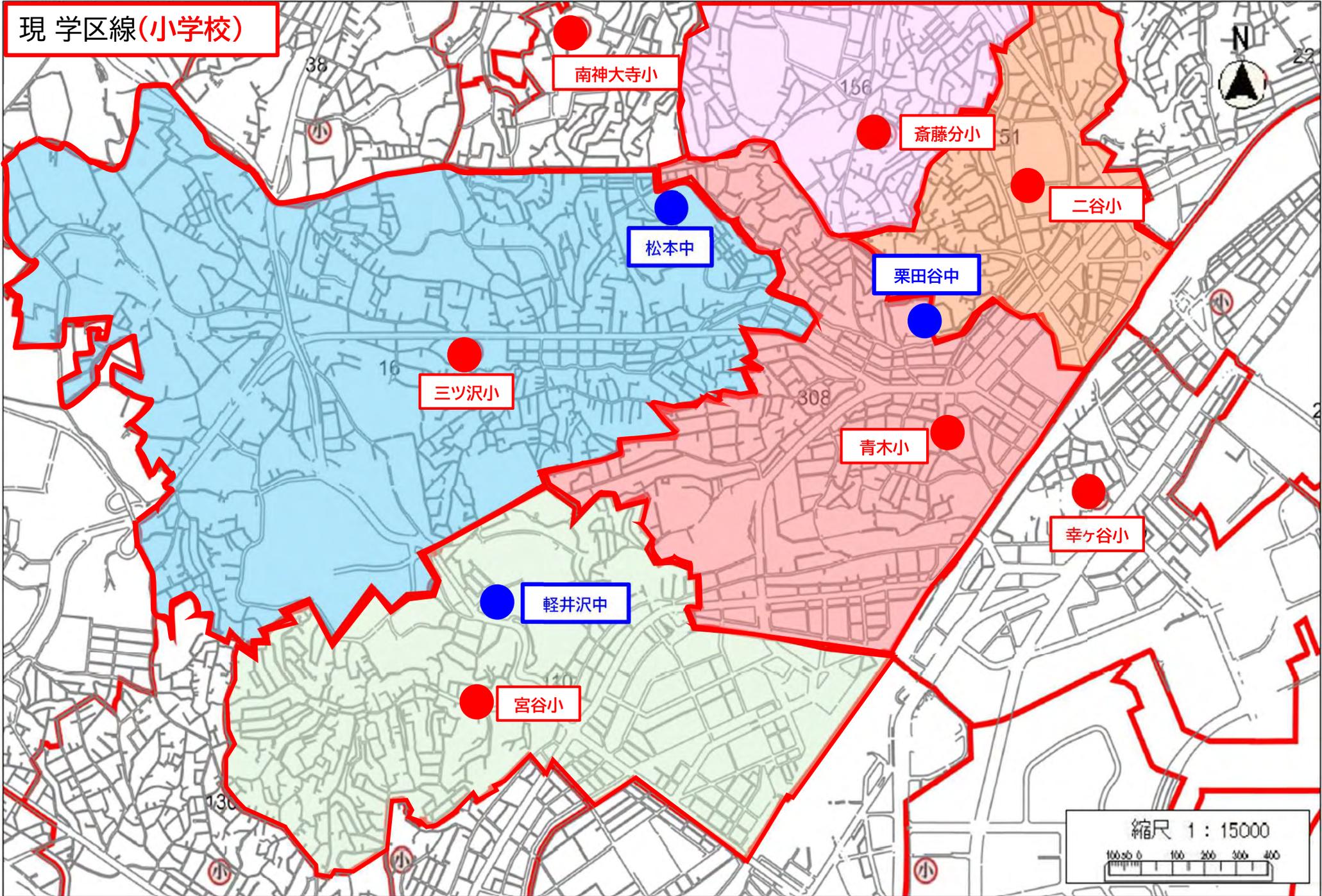
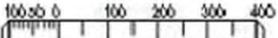
青木小

幸ヶ谷小

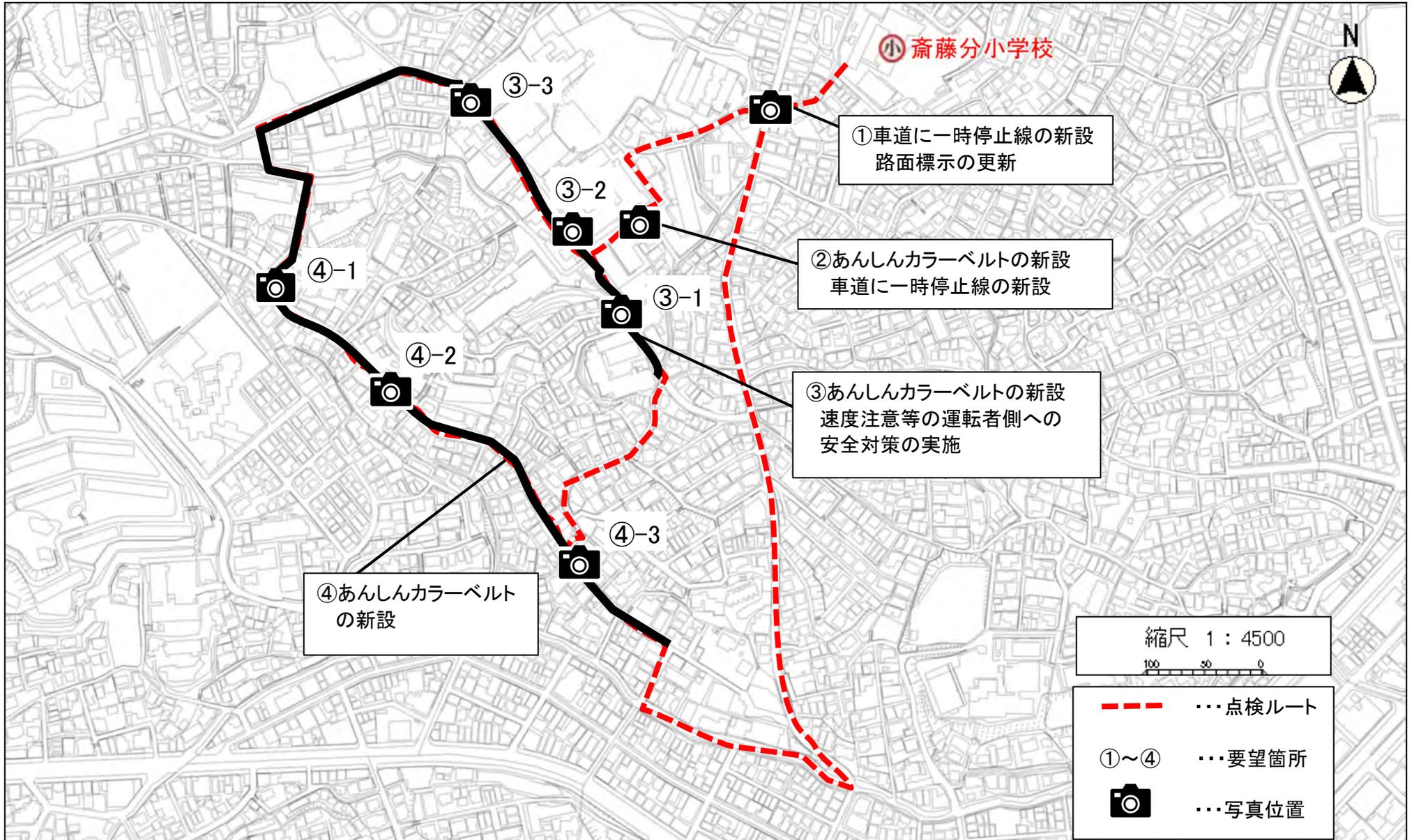
軽井沢中

宮谷小

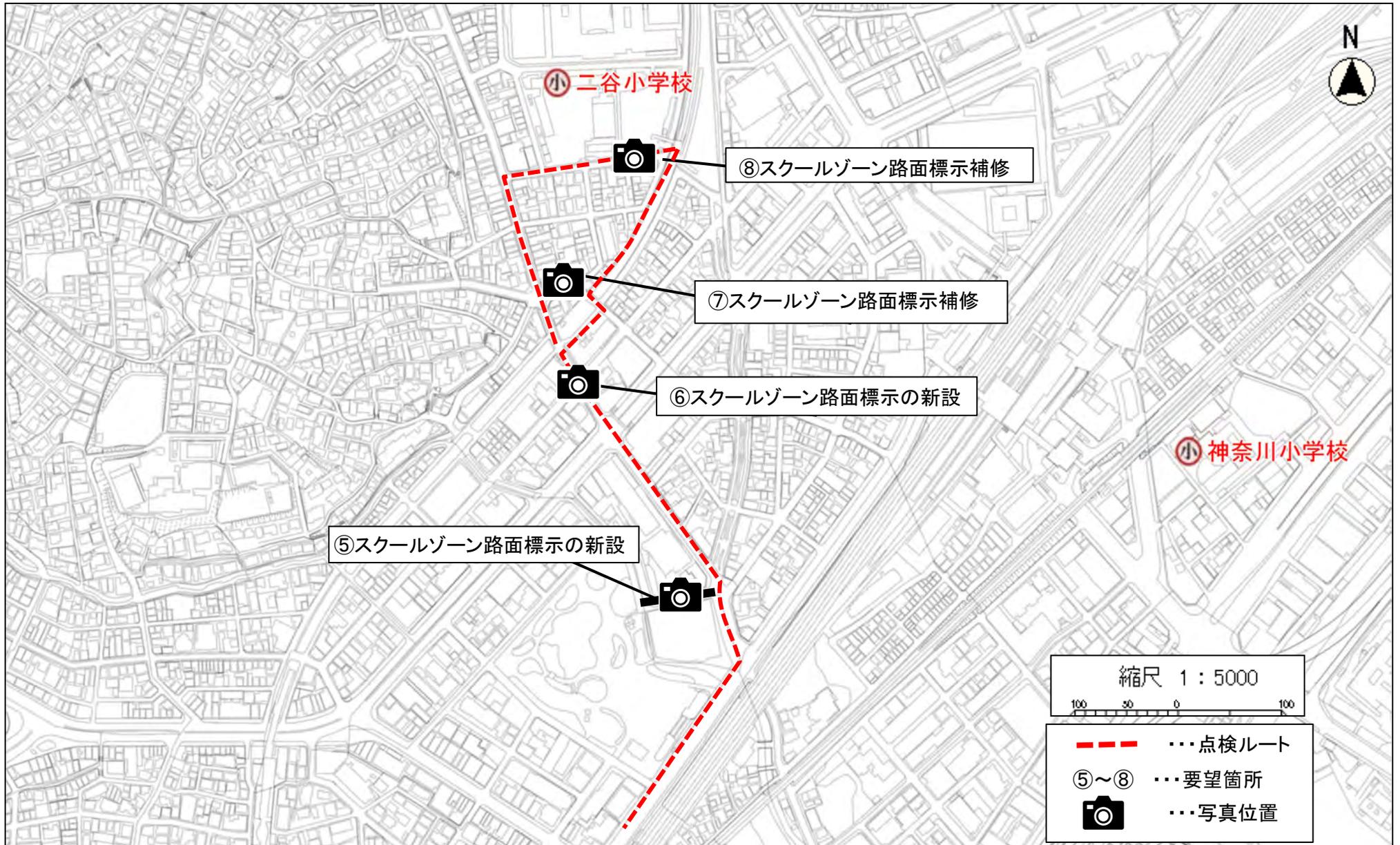
縮尺 1 : 15000



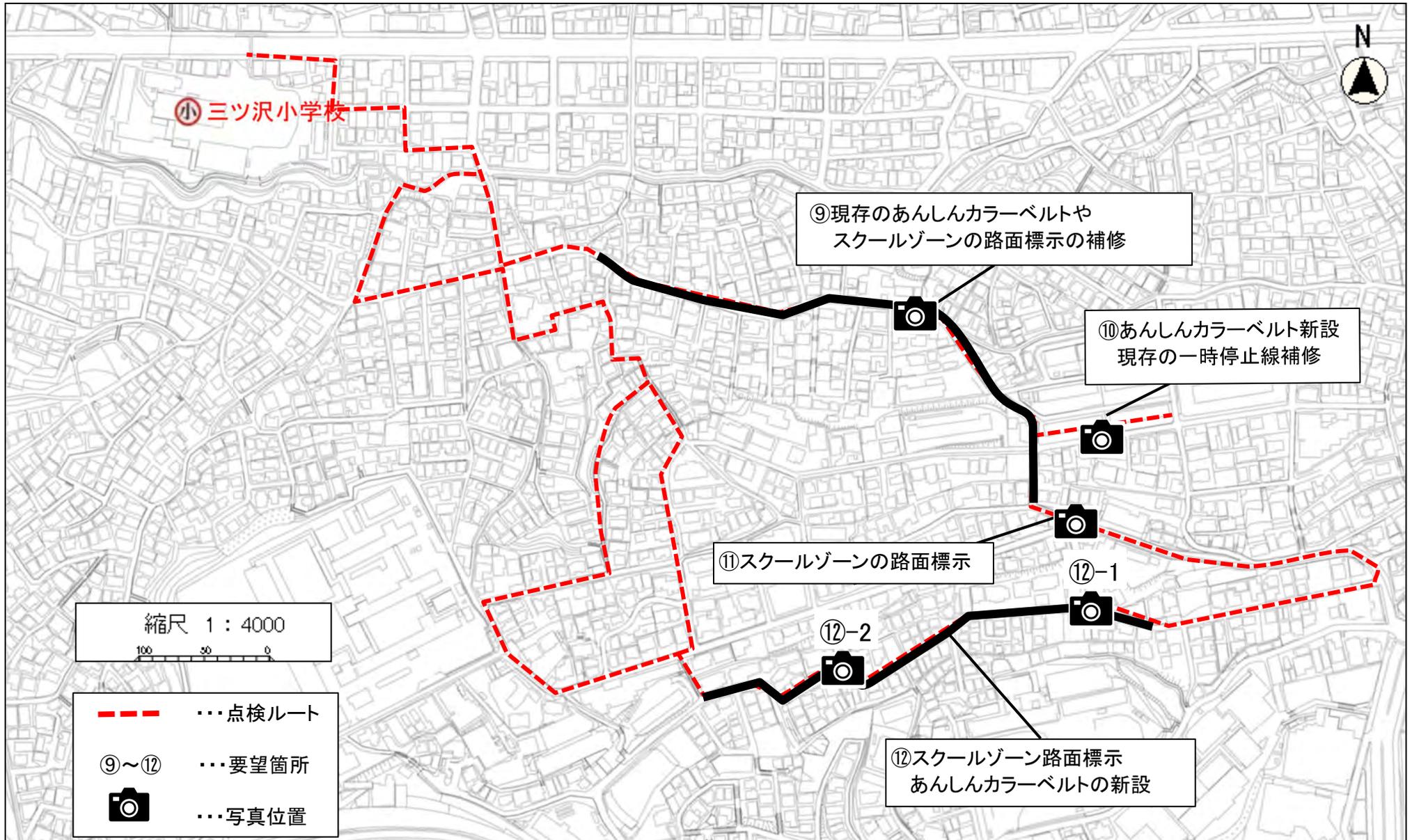
斎藤分小学校周辺 通学安全点検ルート（12月1日事務局実施）・要望書案記載の要望箇所



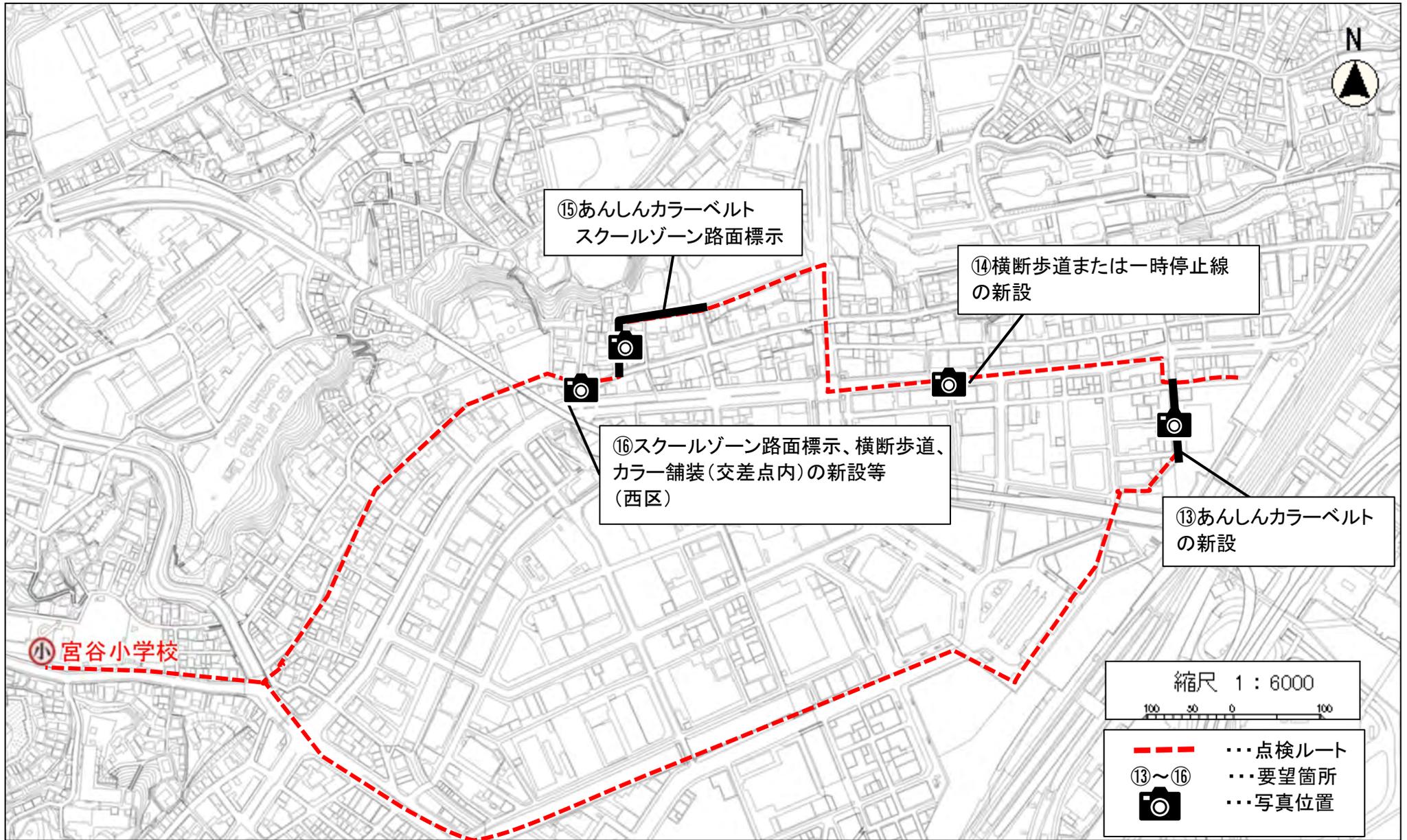
二谷小学校周辺 通学安全点検ルート（12月1日事務局実施）・要望書案記載の要望箇所



三ツ沢小学校周辺 通学安全点検ルート（12月2日事務局実施）・要望書案記載の要望箇所



宮谷小学校周辺 通学安全点検ルート（12月3日事務局実施）・要望書案記載の要望箇所



各要望場所の写真一覧

別紙3

■斎藤分小学校周辺

①斎藤分小学校前交差点(篠原第543号線)



①斎藤分小学校前交差点(篠原第543号線)



②私立学校中学部・高等部横道路(神奈川区中丸1-17付近) ③-1 私立学校中学部・高等部正面道路(栗田谷線)



③-2 私立学校中学部・高等部正面道路(栗田谷線)



③-3 私立学校中学部・高等部正面道路(栗田谷線)



■ 斎藤分小学校周辺

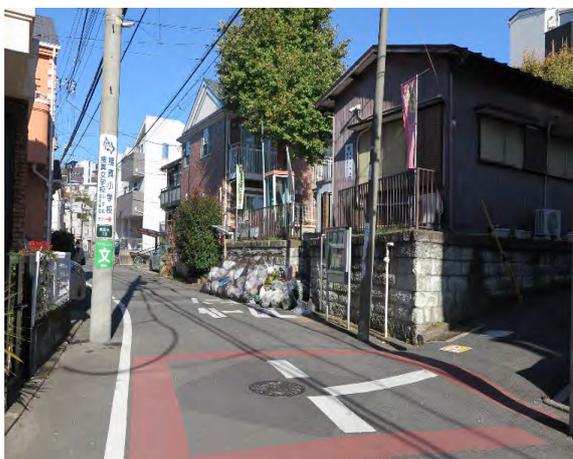
④-1 栗田谷16から47までの道路



④-2 栗田谷16から47までの道路



④-3 栗田谷16から47までの道路



■二谷小学校周辺

⑤神奈川区役所地下駐車場出口付近(二ツ谷町1-8付近) ⑥広台太田町11-3付近(六角橋第243号線交差点付近)



⑦広台太田町9-2付近(六角橋第232号線沿い)



⑧平川町公園横(二谷小学校正門側)



■三ツ沢小学校周辺

⑨三ツ沢東町6から松ヶ丘78
(豊頭寺線から六角橋第461号線への接続付近まで)



⑩ 松ヶ丘58-3付近(JR郵政社宅跡地)



⑩ 松ヶ丘58-3付近(JR郵政社宅跡地)



⑪ 沢渡50-7交差点



⑫-1 沢渡46-6から沢渡54-2までの道路



⑫-2 沢渡46-6から沢渡54-2までの道路



■宮谷小学校周辺

⑬鶴屋町1丁目41、42付近



⑭鶴屋町2丁目19-4付近



⑮沢渡4-2付近(社会福祉会館跡付近)



⑯西区楠町9-8前交差点(旧東海道沿い)



横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定めており、原則として指定された学校への通学となります。

しかし、お子さんが次の理由に該当する場合、学校長が許可した期間に限り指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があります。

なお、指定された学校に通学することが原則であるため、通学等に支障があると学校長が判断した場合や、学校の施設状況等により、不承諾となることもあります。

指定地区外就学に該当する理由	許可手続き
新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離(指定校までの通学距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上)にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合 (通学時間、通学経路等が過重な負担となる場合もご相談ください。)	通学を希望する学校の校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。
病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合 (添付書類として医師の診断書等が必要となります。)	
今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合	
保護者の勤務等の関係で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ(放課後キッズクラブは除く)、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合	
既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合	
学年途中で引っ越す予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合	住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。(添付書類として建物売買契約書(写し)又は賃貸借契約書(写し)等が必要となります。)
自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合	
①指定された学校には取り組んでいた文化・スポーツ活動の部活動が設置されていない ②中学校入学時においては小学校時に1年以上継続的に、転入学時においては前籍校で部活動として、希望する部活動と同一の文化・スポーツ活動に取り組んでいた 上記①②の両方を満たし、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち、自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合 <small>※部活動は、学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、あらかじめご承知ください。 ※上記の小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。</small>	指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。 部活動を理由とした新入学の場合には、添付書類として「活動内容証明書」が必要となります。
指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、児童生徒の具体的な事情に即して、教育的に配慮すべきと指定された学校と通学を希望する学校の両校長が判断したとき	

◎ 問い合わせ先

○ 区役所戸籍課登録担当

鶴見区 ☎ 510-1706	保土ヶ谷区 ☎ 334-6237	青葉区 ☎ 978-2231
神奈川区 ☎ 411-7034	旭区 ☎ 954-6034	都筑区 ☎ 948-2255
西区 ☎ 320-8334	磯子区 ☎ 750-2345	戸塚区 ☎ 866-8337
中区 ☎ 224-8295	金沢区 ☎ 788-7735	栄区 ☎ 894-8345
南区 ☎ 341-1121	港北区 ☎ 540-2254	泉区 ☎ 800-2345
港南区 ☎ 847-8338	緑区 ☎ 930-2252	瀬谷区 ☎ 367-5646

○ 教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係 ☎ 671-3270

○ お子さんが通学している学校又は通学を希望する学校

(案)

令和8年 月 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「青木小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和6年9月11日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、〇回にわたり「青木小学校」の学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

青木小学校の不足教室に対する具体的な対応について、検討を重ねた結果、教育委員会事務局から示された通学区域変更案を基に、通学区域変更を実施することを具体的な対応策とする方向性で、当部会としての意見がまとまりました。

(2) 通学区域変更の規則改正の施行時期（特別調整通学区域の設定時期を含む）

施行時期は、施行日以降に対象地域に転入する小学生、施行日以降に入学となる新小学1年生（令和9年4月入学）を対象とするために必要な手続きを考え、令和8年（2026年）8月が適切と考えます。

(3) 通学区域変更の実施

ア 通学区域変更の対象地域

栗田谷、松本町三丁目、松ヶ丘、沢渡、鶴屋町一丁目、
桐畑の一部（2, 3）、反町一丁目の一部（1, 8）、
台町の一部（1, 6, 8, 9, 11-1～11-19）、鶴屋町三丁目・台町の一部（六角橋第394号線以西）

イ 通学区域変更後の指定校

「3 通学区域変更詳細地図」の②・③を参照

(4) 特別調整通学区域の設定

ア 特別調整通学区域の対象地域

前項（3）ア 対象地域と同一の地域（一部の物件（※）を除く）
※物件の詳細は「3 通学区域変更詳細地図」の②を参照

イ 特別調整通学区域の指定校及び受入校

「3 通学区域変更詳細地図」の③を参照

(5) 通学区域変更後、新たに通学路となる道路の通学安全の確保

通学区域変更後の通学安全の確保については、別途「青木小学校」学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、通学区域変更にあたっての要望

青木小学校は開校から152年を迎え、その間、地域としても学校と共に歩んできました。

このたび、青木小学校にて教室不足が発生する見込みであると教育委員会から示され、青木小学校に通う児童のために、関係者が一堂に会して議論を重ねて一定の方向性がまとまりました。

しかしながら、今後、想定しえない児童数の増加が発生した場合、多くの地域で設定されることになる「特別調整通学区域」が解除となり、青木小学校に通えない事態が発生する可能性が残されています。

こうした点も踏まえ、検討部会として以下の点について要望いたします。

- (1) 関係者に対して、通学区域変更までに適時・適切に情報提供を行ってください。
- (2) 通学安全への配慮等、通学区域変更後も安心して各小学校へ通学できるよう、対応をお願いします。
- (3) 指定地区外就学制度（以下、当制度）を利用した青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を鑑み、慎重にご判断いただくよう要望します。
本検討部会としては、現在の青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度を利用するための該当理由にある「兄弟姉妹に関する要件」及び「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件（※）」を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。
また、教育委員会は、学校長及び区役所が、当制度に係る承諾・不承諾の判断を的確に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いいたします。

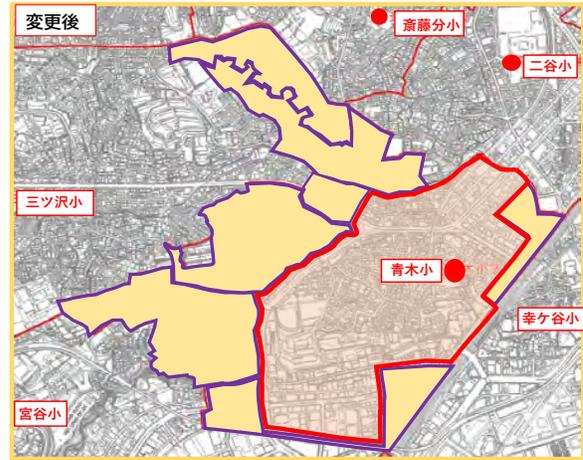
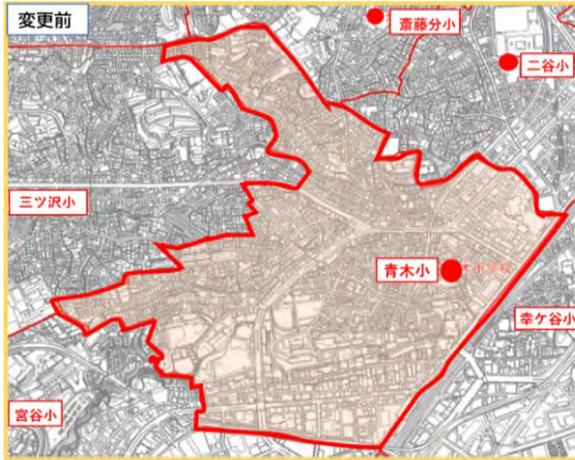
※一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越し予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

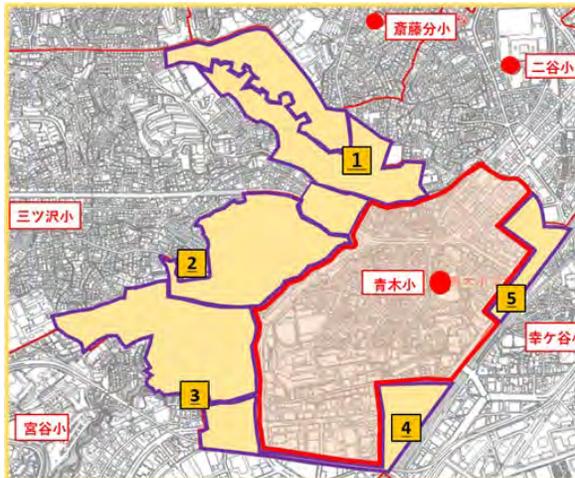
- (4) 小学校における大幅な通学区域変更に合わせて、小学校からの友人関係等を考慮した中学校の通学区域の調整を行うようお願いいたします。

3 通学区域変更詳細地図

① 通学区域図の新旧対照表



② 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校

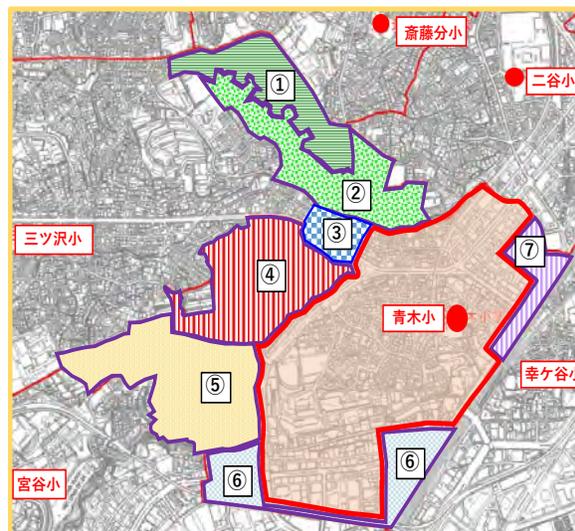


【通学区域変更対象物件・指定校】

	住所地（戸数）	入居見込年	指定校
①	栗田谷 15-11 (70 戸)	令和 10 年度	斎藤分小
②	松ヶ丘 58-3 (90 戸)	令和 9 年度	三ツ沢小
③	沢渡 4-2 (61 戸)	令和 9 年度	宮谷小
④	鶴屋町 1-41・42 (76 戸)	入居済（一部）	宮谷小
⑤	桐畑 2・3 (200 戸)	令和 9・10 年度	二谷小

- … 通学区域
- … 特別調整通学区域の設定地域

③ 施行日以降、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校及び受入校



	対象地域	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷 (① 北・② 南)	斎藤分小	青木小
②			
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町(一部) 台町(一部)	宮谷小	青木小
⑦	桐畑(一部) 反町(一部)	二谷小	青木小

- ※ ⑥ (一部地域の詳細)：鶴屋町一丁目、台町 1, 6, 8, 9, 11-1~11-19
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第 394 号線以西の地域
- ※ ⑦ (一部地域の詳細)：桐畑 2, 3、反町一丁目 1, 8